

閲覧用

第三期永平寺町
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和7年1月

永平寺町

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 永平寺町の現状	3
1 統計資料から見る現状	3
2 アンケート調査結果	11
3 第二期計画の量の見込みと実績	32
4 基本目標に基づく取り組みの現状	36
5 課題のまとめ	42
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策の体系	45
第4章 施策の展開	46
基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり	46
基本目標Ⅱ 切れ目のない支援の充実	54
基本目標Ⅲ 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり	57
第5章 量の見込みと確保の内容	60
1 教育・保育提供区域の設定	60
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	61
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	63
第6章 計画の推進にあたって	69
1 計画の推進体制	69
2 計画の評価・検証	69

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国の少子化は急速に進行しており、令和5年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回りました。

子どもは、次代の主人公であり、地域の宝です。国ではすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、そのためには、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備し、地域社会全体で子ども・子育ての支援体制の充実を図ることが重要です。

一方、子育てを取り巻く地域や家庭の状況も変化し続けており、核家族化の進行や地域での人間関係の希薄化などにより、子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待相談や不登校児童・生徒の増加、女性の社会進出に伴う教育・保育ニーズの増大等、その問題は多様化しています。

国では、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年5月に「こども大綱」が閣議決定される等、子ども・子育てにおける支援はさらなる広がりをみせています。

永平寺町(以下「本町」という。)においては、平成27年3月に「永平寺町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第二期計画」という。)を策定し、2期にわたって子どもや子育て家庭にとって暮らしやすいまちとなることを目指し、子ども・子育て支援の総合的な施策の展開を推進してきました。

「第三期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)は、令和6年3月をもって期間が終了となる第二期計画の後継の計画であり、第二期計画の成果と課題、国の動向等を踏まえながら、引き続き子ども・子育て支援を切れ目なく、効果的に推進するために策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく事業の円滑な実施に関して定めるものです。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年次とする5年間の計画です。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期永平寺町 子ども・子育て支援事業計画									
				・見直し ・策定	第三期永平寺町 子ども・子育て支援事業計画				

第2章 永平寺町の現状

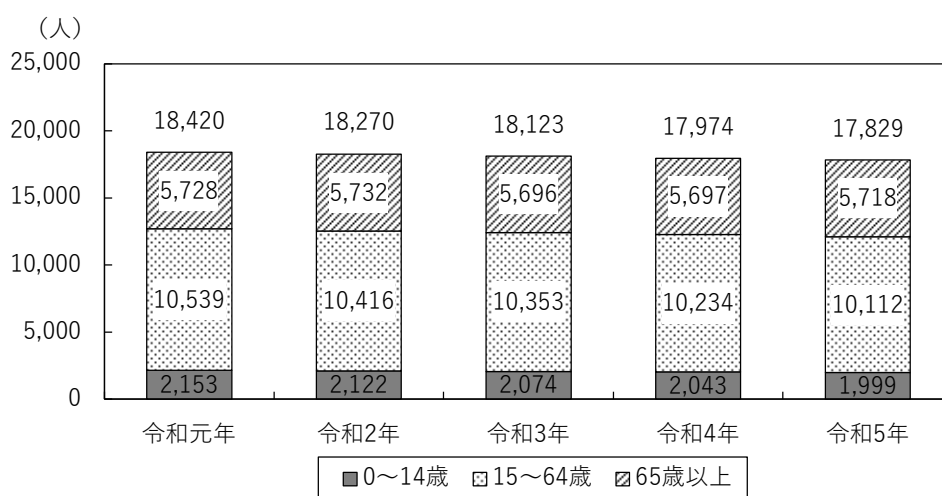
1 統計資料から見る現状

(1) 永平寺町の人口と世帯

① 年齢3区分別人口推移

本町の総人口をみると、減少傾向となっており、令和4年以降は18,000人を下回っています。年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳と15～64歳は減少する一方、65歳以上は増加しています。

■ 年齢3区分別人口推移

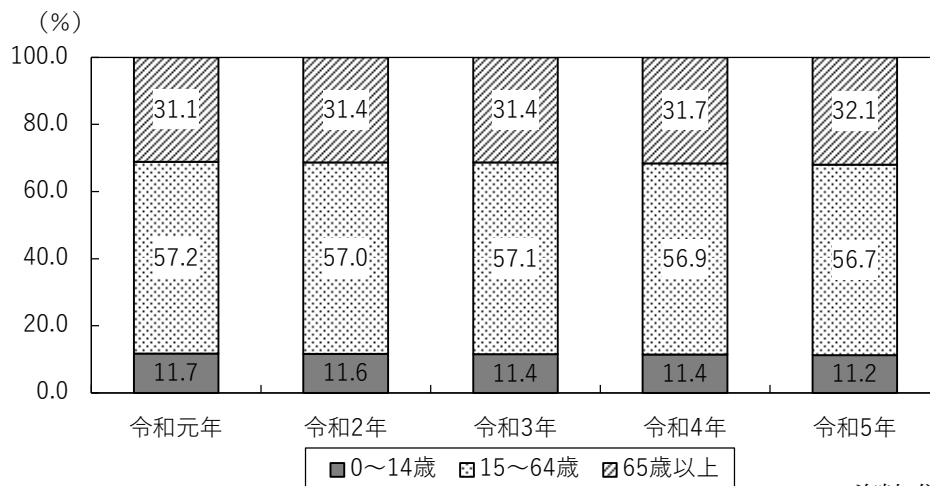


資料:住民基本台帳

② 年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率の推移をみると、0～14歳の比率と15～64歳の比率は減少傾向となっています。一方、65歳以上の比率は増加し、令和5年は32.1%となっています。

■ 年齢3区分別人口比率推移

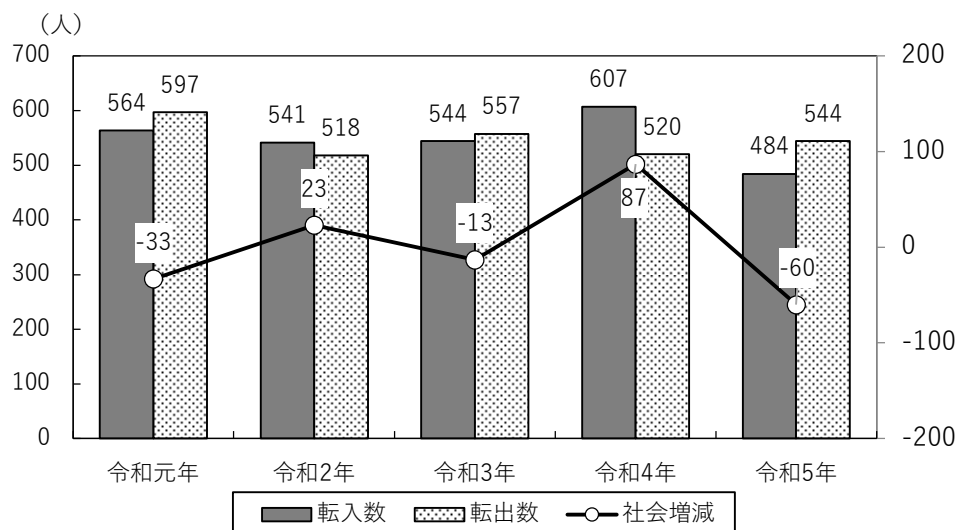


資料:住民基本台帳

③社会動態

転入数の推移をみると、令和2年から令和4年にかけて増加し、その後減少に転じ、令和5年は500人を下回っています。転出数をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年は544人となっています。社会増減をみると、令和5年で60人減少となっており、過去5年間で最も減少しています。

■社会動態の推移

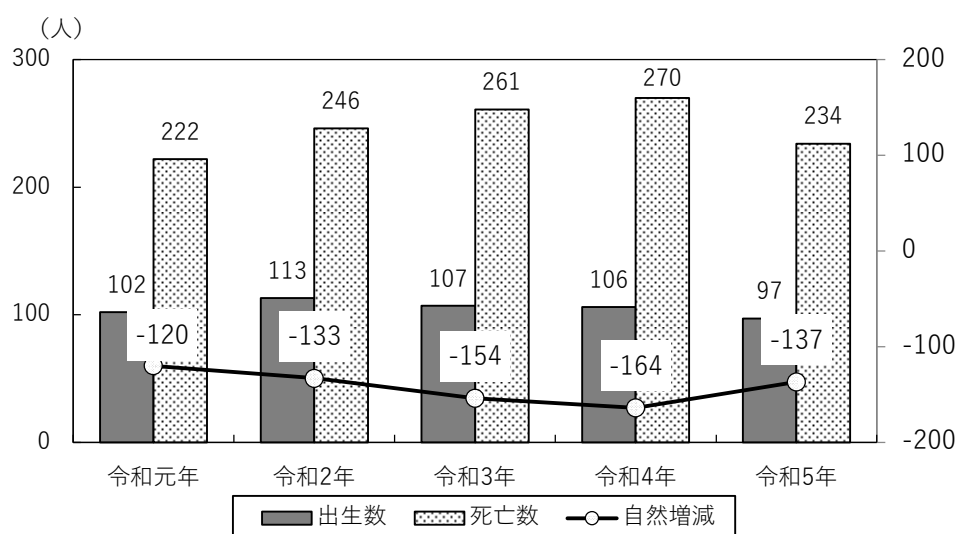


資料:住民基本台帳

④自然動態

出生数の推移をみると、令和元年から令和2年にかけて増加し、その後減少傾向で推移しています。死亡数は、令和元年から令和4年にかけて増加していましたが、令和5年に減少に転じています。自然動態をみると、死亡数が出生数を上回り、その人数はすべての年で120人を超えています。

■自然動態の推移

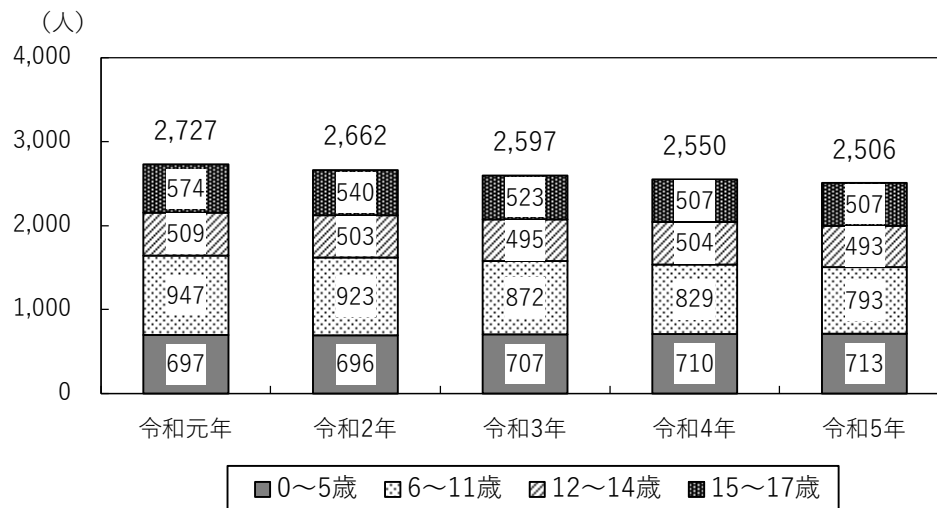


資料:住民基本台帳

⑤子どもの人口推移

18歳未満の子どもの人口をみると、減少傾向となっており、令和5年で2,506人となっています。各階層別の推移をみると、15歳～17歳、6～11歳の子どもの人口は令和元年以降減少傾向で推移しています。0～5歳の子どもの人口は令和2年以降増加しており、12～14歳の子どもの人口は、増減を繰り返しながら推移しています。

■子どもの人口推移



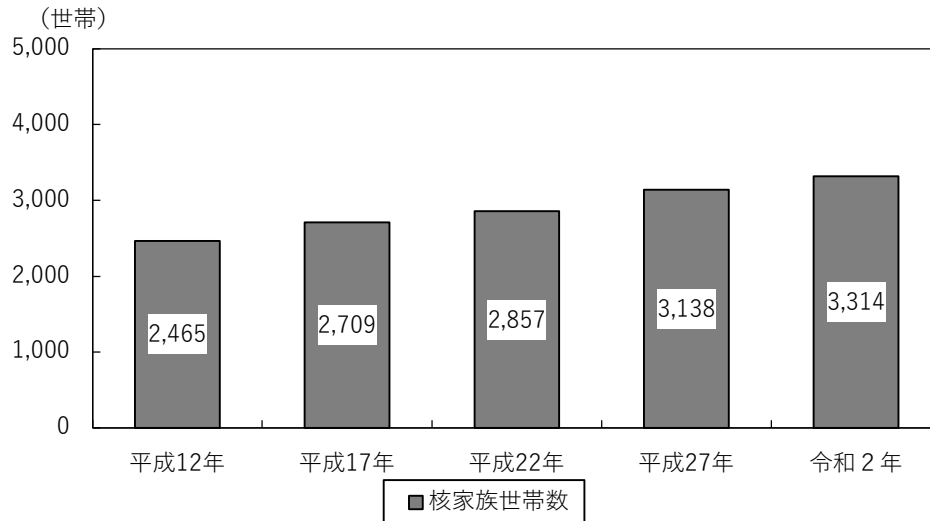
資料:住民基本台帳

(2) 永平寺町の世帯の状況

①核家族世帯数の推移

本町の核家族世帯数をみると、5年ごとに200世帯前後増加しながら推移しており、令和2年には3,314世帯となっています。

■核家族世帯数の推移

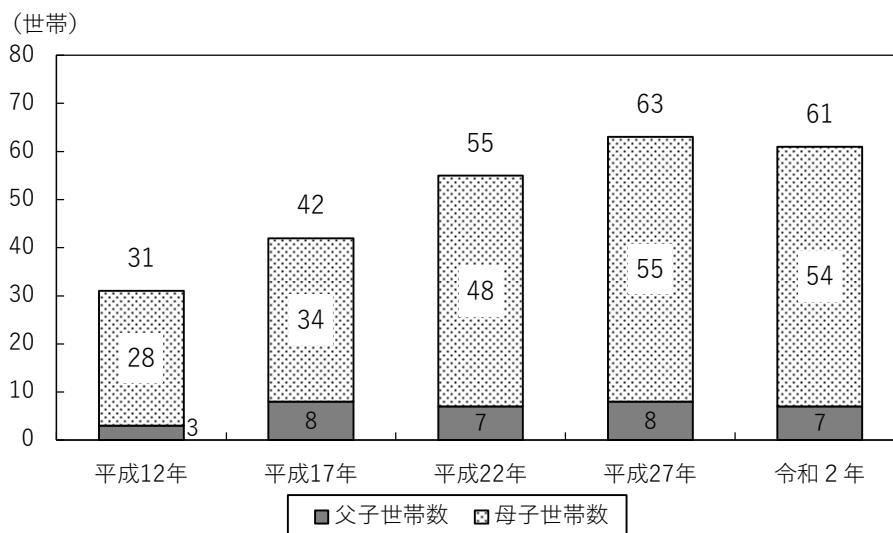


資料:国勢調査

②ひとり親世帯数の推移

本町のひとり親世帯数をみると、平成12年から平成27年まで増加しており、令和2年で減少に転じていますが、平成12年と令和2年を比較すると世帯数はおよそ2倍となっています。

■ひとり親世帯数の推移

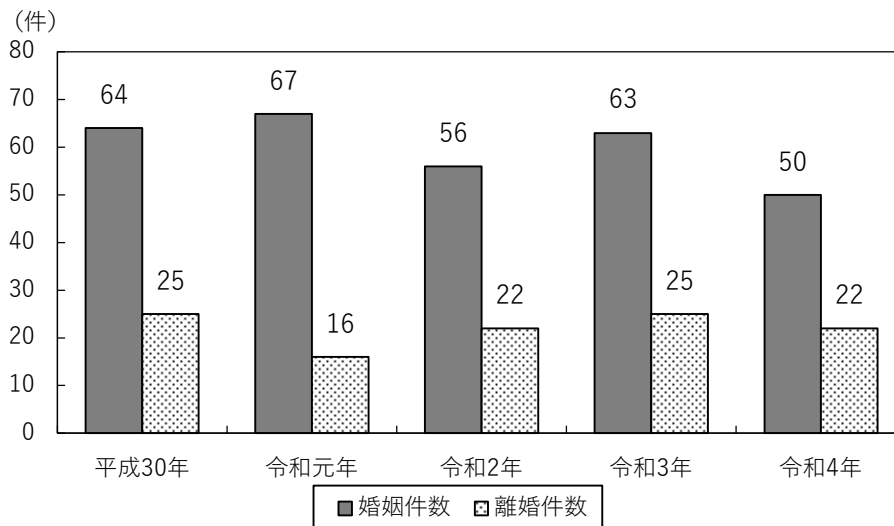


資料:国勢調査

③婚姻件数及び離婚件数の推移

本町の婚姻件数、離婚件数の推移をみると、婚姻件数は約50件～70件、離婚件数は20件前後の間で増減を繰り返しています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移

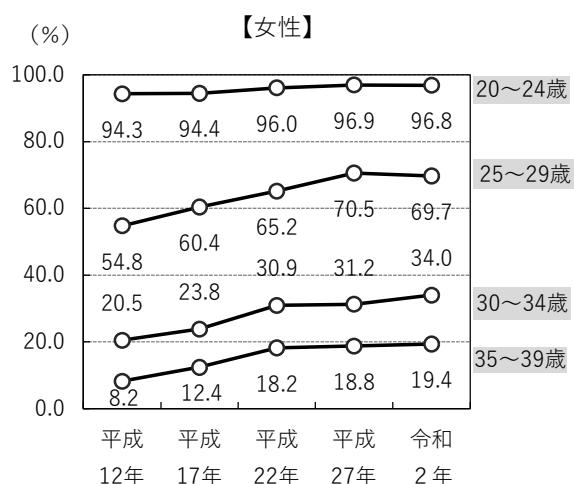
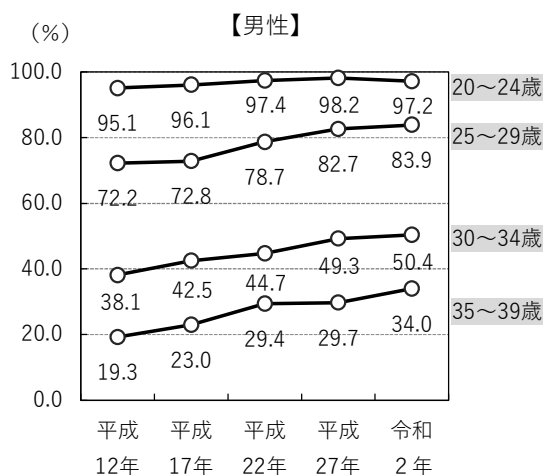


資料：福井県統計年鑑

④未婚率の推移

本町の未婚率の推移をみると、男性、女性ともにすべての年齢層で増加傾向となっており、男性の30～34歳、女性の25～29歳については、平成12年から令和2年にかけて大きく増加しています。

■未婚率の推移(男女別・年齢階層別)



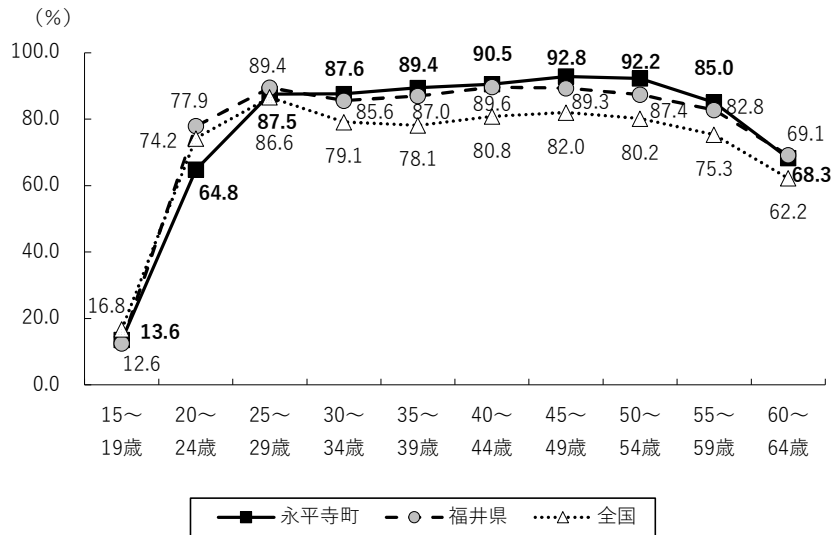
資料：国勢調査

(3) 労働力の状況

①女性の労働力率の推移

本町の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代前半から50歳代後半にかけて全国、福井県の値を上回っています。

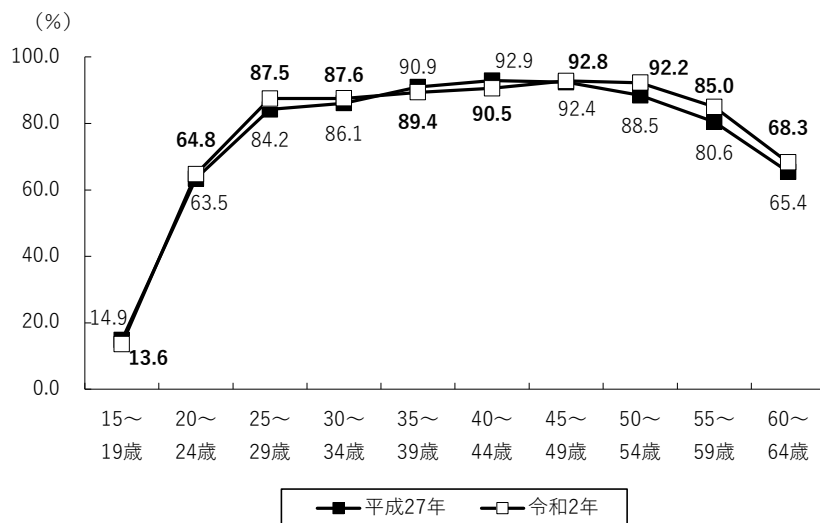
■女性の年齢階層別労働力率(全国・福井県・永平寺町の比較)



資料:国勢調査(令和2年)

本町における平成27年と令和2年の女性の労働力率を比較すると、35～39歳、40～44歳で労働力率がやや減少しています。30歳代で労働力率が低下するM字型曲線はみられません。

■永平寺町における女性の年齢階層別労働力率比較



資料:国勢調査

(4) 教育・保育の状況

①就学前児童数の推移

就学前児童による幼児園、幼稚園の利用状況をみると、すべての年度で入園児童数は定員数を下回っています。入園児童数の推移をみると、幼児園は、減少傾向で推移し、令和5年度は500人を下回りました。また、幼稚園は令和4年度までは50人台で推移していましたが、令和5年度は17人と大きく減少しています。

■幼児園の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児園数 (園)	8	8	8	8	7
定員数 (人)	740	748	740	760	670
職員数 (人)	126	126	121	121	106
入園児童数 (人)	606	571	565	582	455
うち0歳児 (人)	53	57	56	60	40
うち1歳児 (人)	98	86	101	102	81
うち2歳児 (人)	119	110	109	112	86
うち3歳児 (人)	89	110	100	98	83
うち4歳児 (人)	120	91	105	104	81
うち5歳児 (人)	127	117	94	106	84

■幼稚園の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園数 (園)	2	2	2	2	1
定員数 (人)	150	180	180	180	60
職員数 (人)	12	13	13	13	4
入園児童数 (人)	51	58	52	57	17
うち3歳児 (人)	15	21	16	20	5
うち4歳児 (人)	21	16	20	17	6
うち5歳児 (人)	15	21	16	20	6

■認定こども園の状況

本町の認定こども園は、「みどり葉こども園」の1園となっており、令和5年度より開設されています。令和5年度では、定員150人に対して、161人が入園しており、うち0歳児が12人、1歳児が26人、2歳児が28人、3歳児が32人、4歳児が29人、5歳児が34人となっています。職員数は24人となっています。

資料：子育て支援課

②小学校児童数の推移

小学校の状況をみると、児童数が年々減少し、令和4年度以降は900人を下回っています。一方、特別支援学級の児童数は増加傾向にあり、令和5年度は37人と過去5年間で最も多くなっています。

■小学校の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数計 (人)	957	941	905	862	819
1年生 (人)	134	141	127	112	119
2年生 (人)	157	133	141	125	111
3年生 (人)	160	158	134	142	125
4年生 (人)	153	160	156	134	141
5年生 (人)	171	150	161	154	132
6年生 (人)	156	171	150	160	154
特別支援学級 (人)	26	28	36	35	37

資料:学校教育課

2 アンケート調査結果

◇調査の目的

本調査は、「第三期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、教育・保育ニーズや永平寺町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

◇調査概要

- 調査地域:永平寺町全域
- 調査対象者:永平寺町在住で就学前の児童のいる世帯・保護者(就学前児童調査)
永平寺町在住で小学生のいる世帯・保護者(小学生調査)
- 調査期間:令和5年12月18日(月)～令和6年1月11日(木)
- 調査方法:幼稚園・幼稚園・小学校を通じた直接配付・回収(全数調査)
就学前児童のうち、未就園の児童は郵送による配付・回収(全数調査)

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数 (有効児童数)	有効回収率
就学前児童	708件	419件 (642件)	59.2%
小学生児童	1,000件	442件 (588件)	44.2%

※「有効児童数」は、調査票に記載された児童数です。

◇調査結果の見方

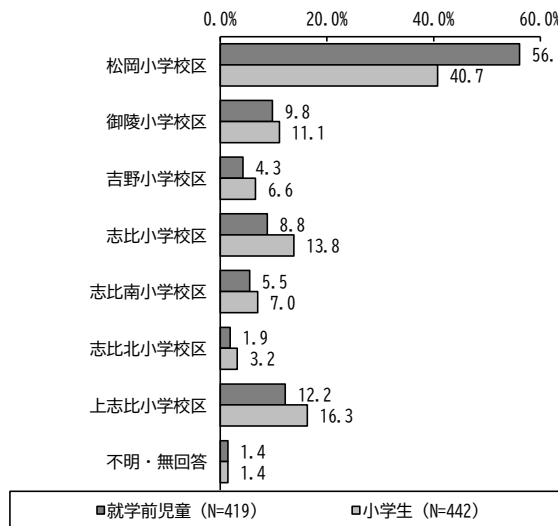
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(1) 子どもと家族の状況

①居住地区【単数回答】

お住まいの小学校区についてみると、就学前児童では「松岡小学校区」が56.1%と最も高く、次いで「上志比小学校区」が12.2%、「御陵小学校区」が9.8%となっています。

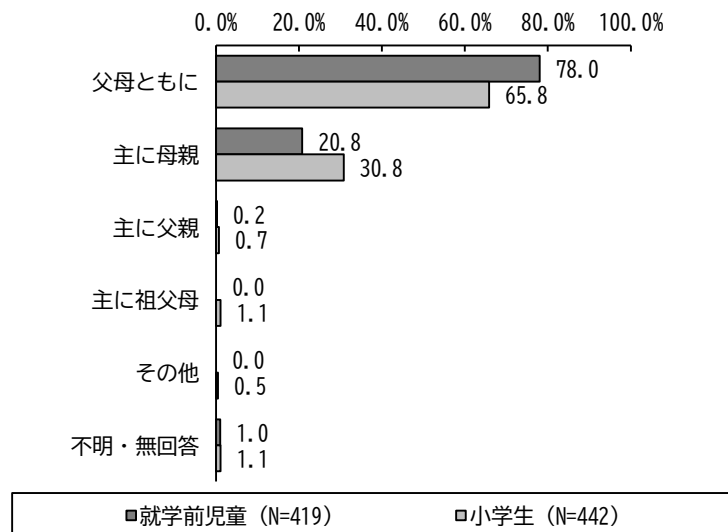
小学生では「松岡小学校区」が40.7%と最も高く、次いで「上志比小学校区」が16.3%、「志比小学校区」が13.8%となっています。



②子育てを主に行っている人【単数回答】

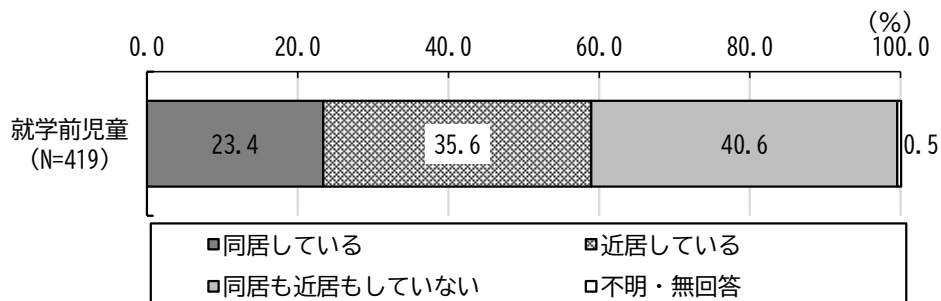
子育て(教育を含む)を主に行っている方についてみると、就学前児童では「父母ともに」が78.0%と最も高く、次いで「主に母親」が20.8%、「主に父親」が0.2%となっています。

小学生では「父母ともに」が65.8%と最も高く、次いで「主に母親」が30.8%、「主に祖父母」が1.1%となっています。



③祖父母との同居・近居の現況【単数回答】〔就学前児童のみ〕

お子様の祖父母との同居・近居の現況についてみると、「同居も近居もしていない」が40.6%と最も高く、次いで「近居している」が35.6%、「同居している」が23.4%となっています。

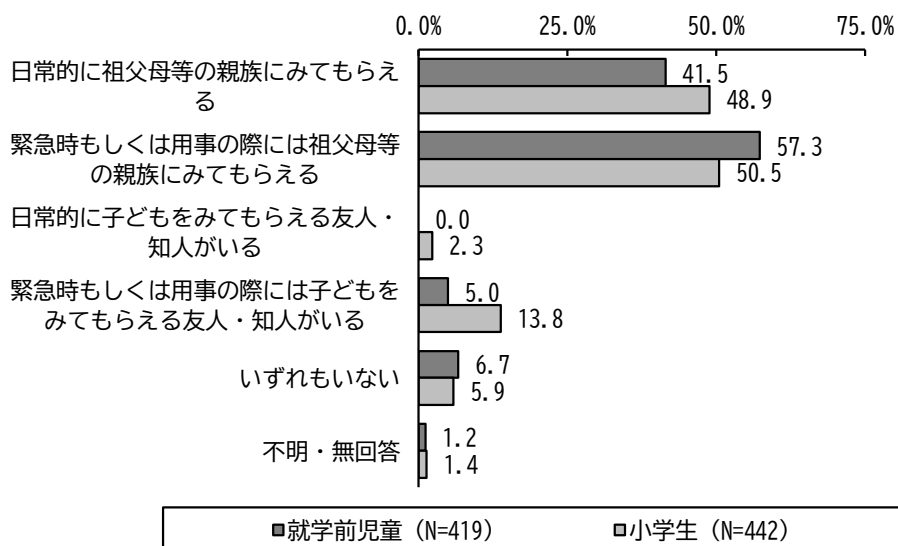


(2) 子どもの育ちをめぐる環境

①日頃、お子様をみてもらえる親族・知人の有無

日頃、お子様をみてもらえる親族・知人についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が41.5%、「いずれもない」が6.7%となっています。

小学生では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が50.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が48.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が13.8%となっています。

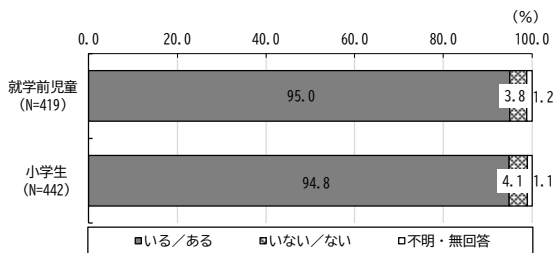


②お子様の子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人の有無【単数回答】
 お子様の子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人の有無についてみると、就学前児童では「いる／ある」が95.0%、「いない／ない」が3.8%となっています。

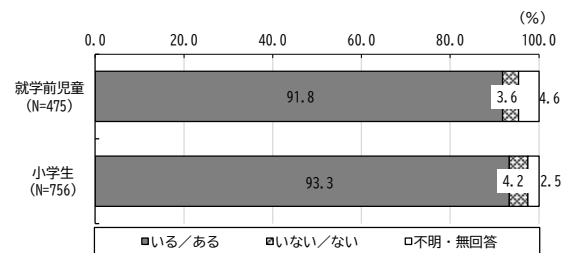
小学生では「いる／ある」が94.8%、「いない／ない」が4.1%となっています。

前回調査と比較して、大きな差はありません。

今回調査



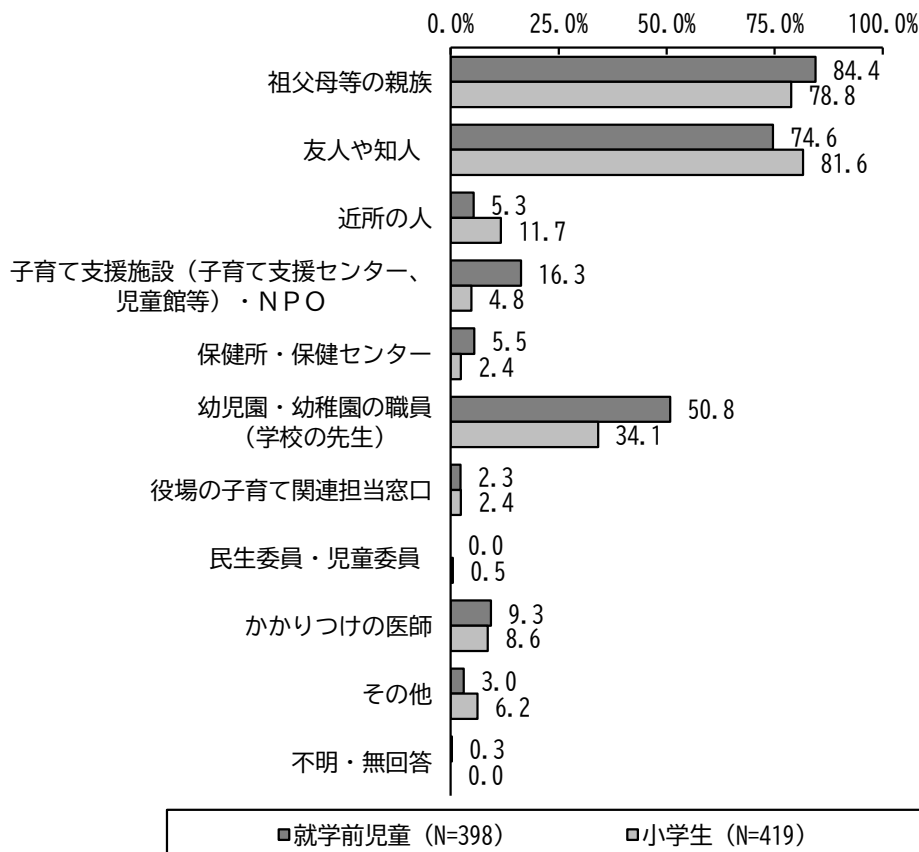
前回調査



③子育てをする上での相談先【複数回答】

お子様の子育てや教育に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)かについてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が84.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が74.6%、「幼稚園・幼稚園の職員」が50.8%となっています。

小学生では「友人や知人」が81.6%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が78.8%、「学校の先生」が34.1%となっています。



(3) 保護者の就労状況

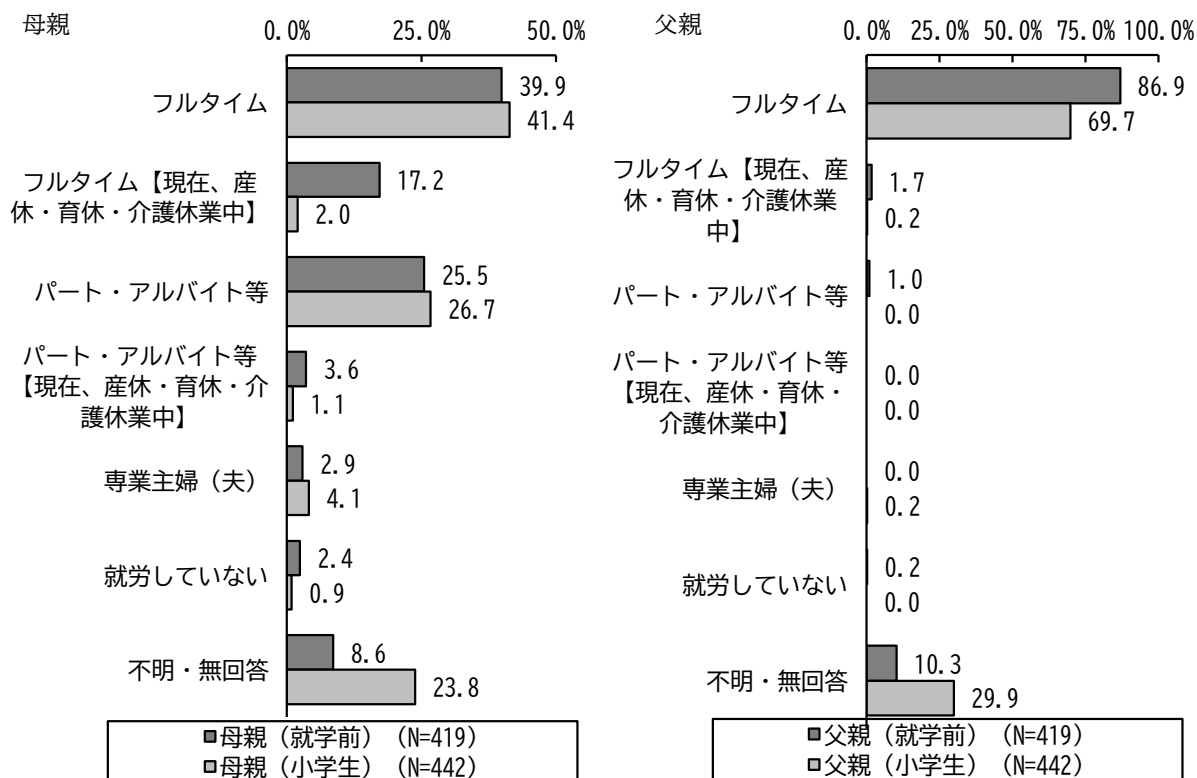
①保護者の就労状況【単数回答】

現在の就労状況についてみると、就学前児童の母親では「フルタイム」が39.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が25.5%、「フルタイム【現在、産休・育休・介護休業中】」が17.2%となっています。

小学生の母親では「フルタイム」が41.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が26.7%、「専業主婦(夫)」が4.1%となっています。

就学前児童の父親では「フルタイム」が86.9%と最も高く、次いで「フルタイム【現在、産休・育休・介護休業中】」が1.7%、「パート・アルバイト等」が1.0%となっています。

小学生の父親では「フルタイム」が69.7%と最も高く、次いで「フルタイム【現在、産休・育休・介護休業中】」「専業主婦(夫)」がともに0.2%となっています。

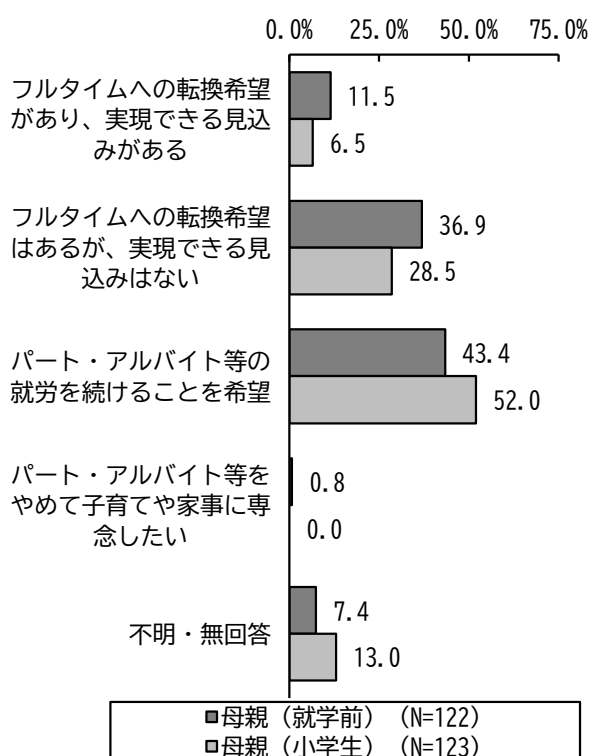


②フルタイムへの転換希望【単数回答】

フルタイム以外の就労状況の方の、フルタイムへの転換希望についてみると、就学前児童の母親では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が43.4%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が36.9%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が11.5%となっています。

小学生の母親では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が52.0%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が28.5%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が6.5%となっています。

母親



父親

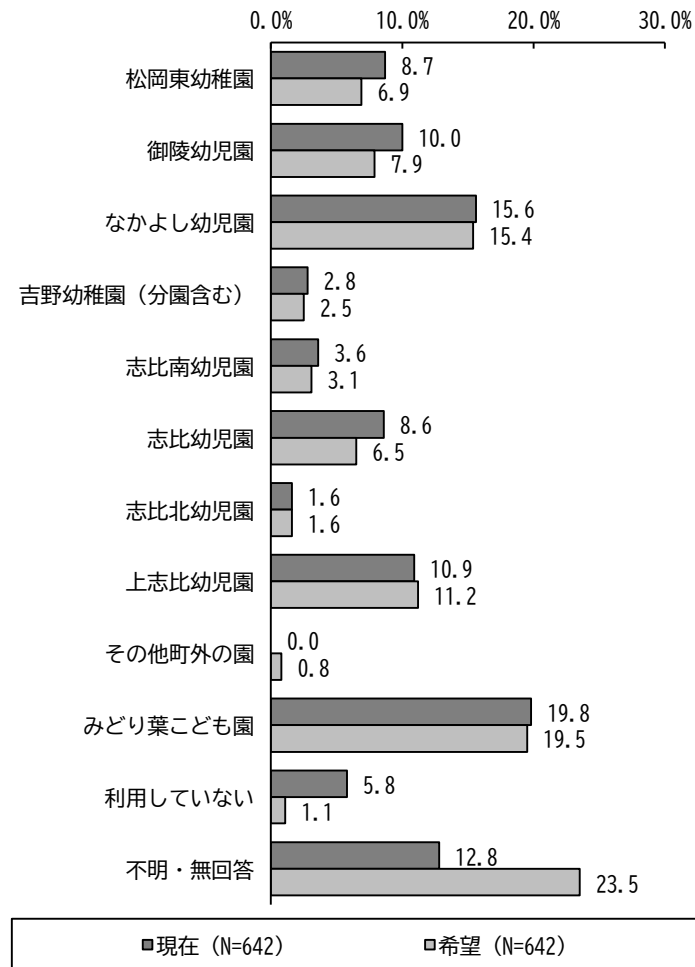
※就学前児童の父親では、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が2件ずつとなっています。
 ※小学生の父親の対象者はいませんでした。

(4) 幼稚園・幼稚園等の利用状況

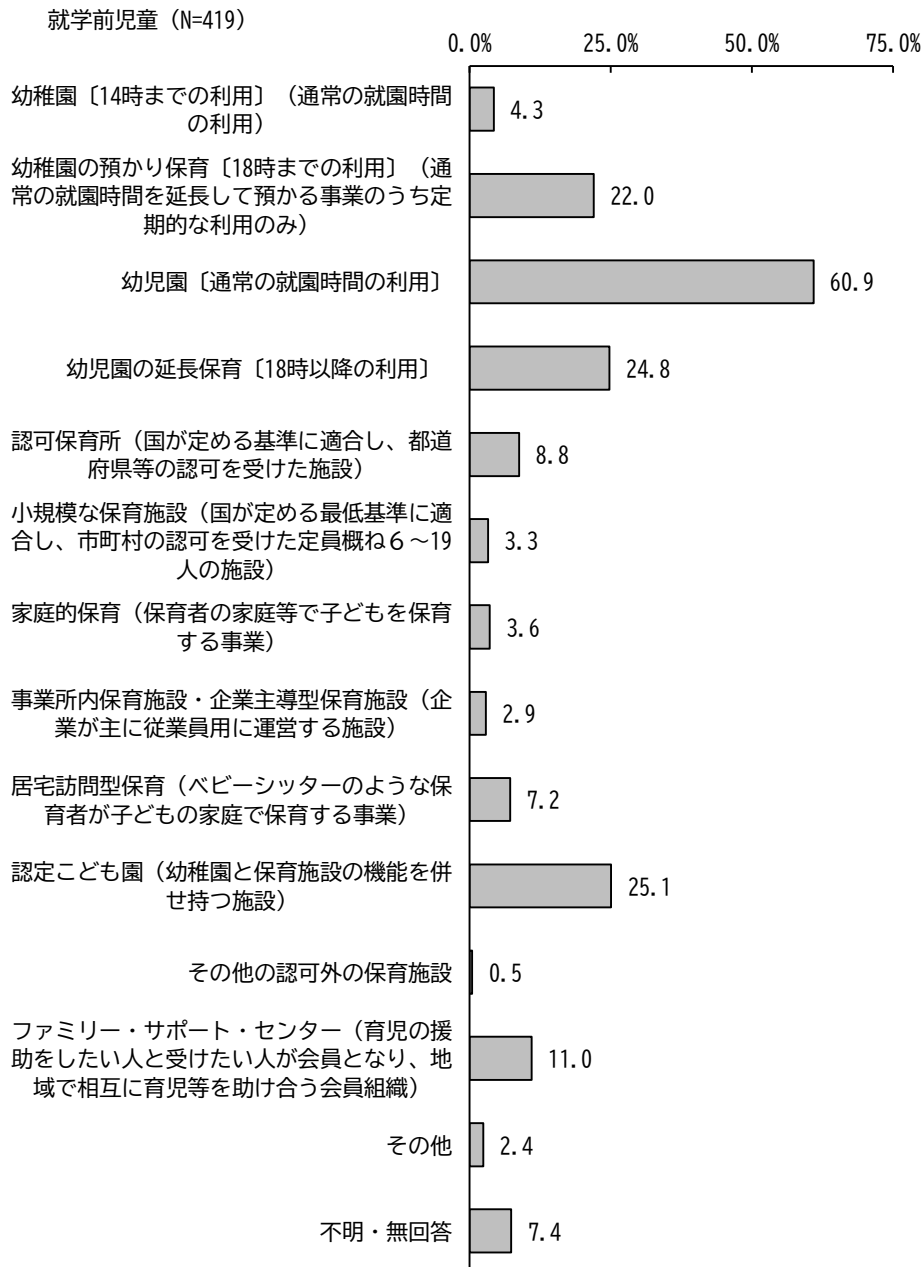
①現在利用している定期的な教育・保育事業【複数回答】〔就学前児童のみ〕

現在利用している事業についてみると、「みどり葉こども園」が19.8%と最も高く、公立園では「なかよし幼稚園」が15.6%、次いで「上志比幼稚園」が10.9%、「御陵幼稚園」が10.0%となっています。

希望では「みどり葉こども園」が19.5%と最も高く、「なかよし幼稚園」が15.4%、次いで「上志比幼稚園」が11.2%、「御陵幼稚園」が7.9%となっています。



②現在利用している、利用していないにかかわらず、「定期的に」利用したい事業
 現在利用している、利用していないにかかわらず、「定期的に」利用したい事業についてみると、「幼稚園〔通常の就園時間の利用〕」が60.9%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」が25.1%、「幼稚園の延長保育〔18時以降の利用〕」が24.8%となっています。



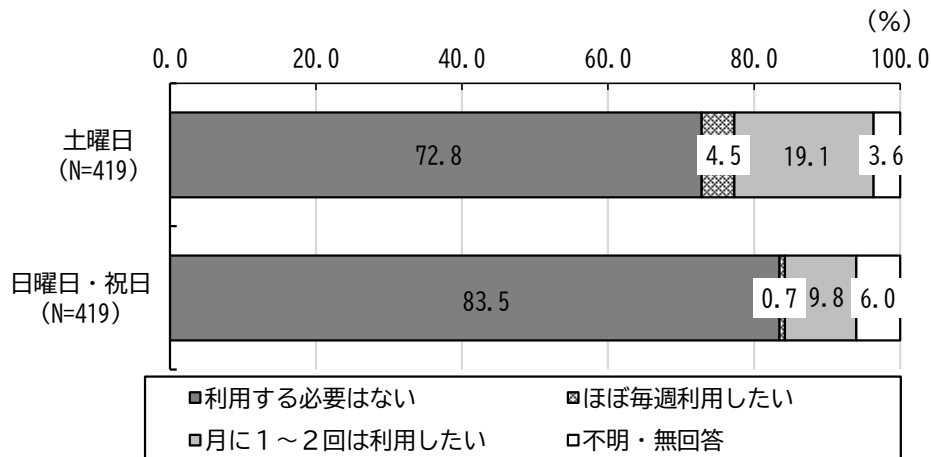
(5) 土曜・休日の教育・保育事業の利用希望

土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望

【単数回答】 [就学前児童のみ]

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が72.8%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が19.1%、「ほぼ毎週利用したい」が4.5%となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が83.5%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が9.8%、「ほぼ毎週利用したい」が0.7%となっています。

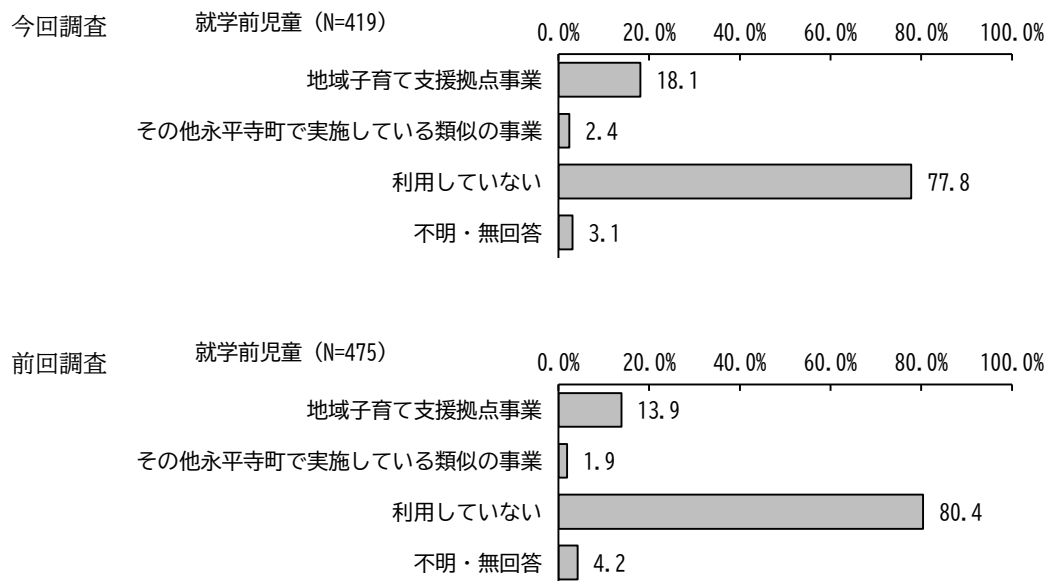


(6) 地域の子育て支援事業の利用状況

①現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況【複数回答】 [就学前児童のみ]

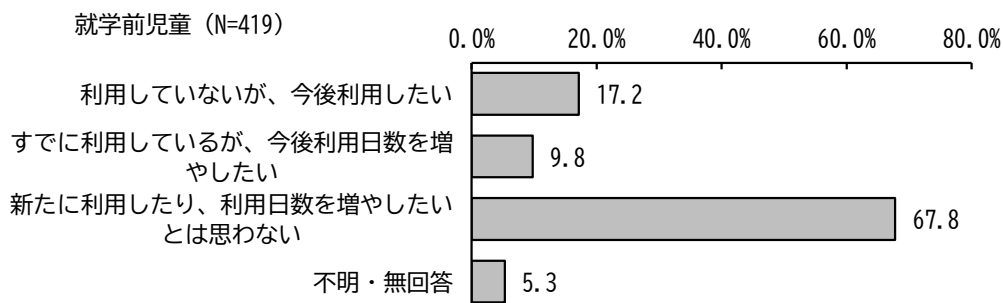
現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、「利用していない」が77.8%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が18.1%、「その他永平寺町で実施している類似の事業」が2.4%となっています。

前回調査と比較して、大きな差はありません。



②地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向【単数回答】〔就学前児童のみ〕

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が67.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が17.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が9.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が9.8%となっています。

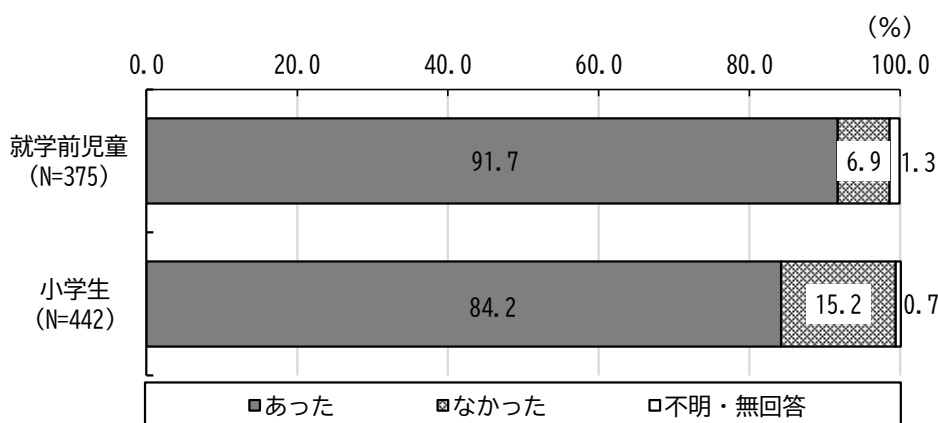


(7) 病気の際の対応

①この1年間に、お子様が病気やケガで園の利用ができなかったこと、または小学校を休まなければならなかったことの有無【単数回答】

この1年間に、お子様が病気やケガで園の利用ができなかったこと、または小学校を休まなければならなかったことがあったかについてみると、就学前児童では「あった」が91.7%、「なかった」が6.9%となっています。

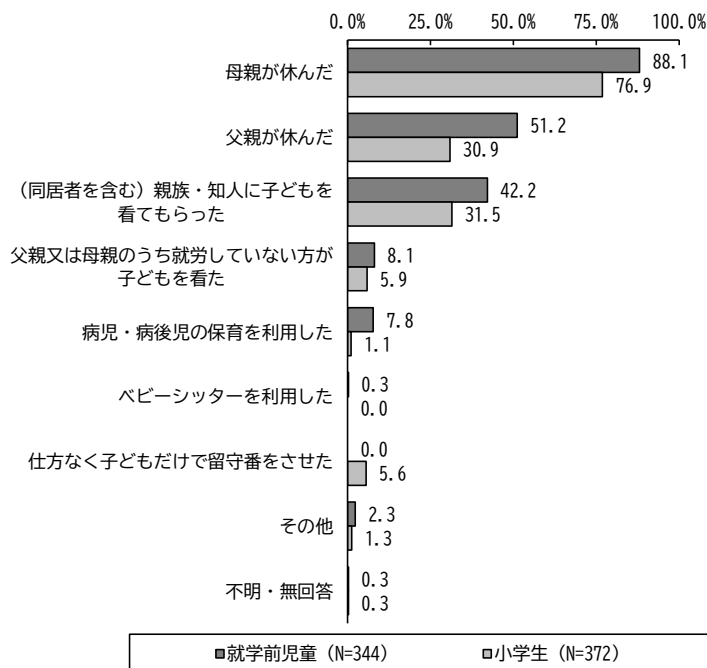
小学生では「あった」が84.2%、「なかった」が15.2%となっています。



②お子様が病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった、または小学校を休んだ場合に、この1年間に行った対処方法【複数回答】

お子様が病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった、または小学校を休んだ場合に、この1年間に行った対処方法についてみると、就学前児童では「母親が休んだ」が88.1%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が51.2%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」が42.2%となっています。

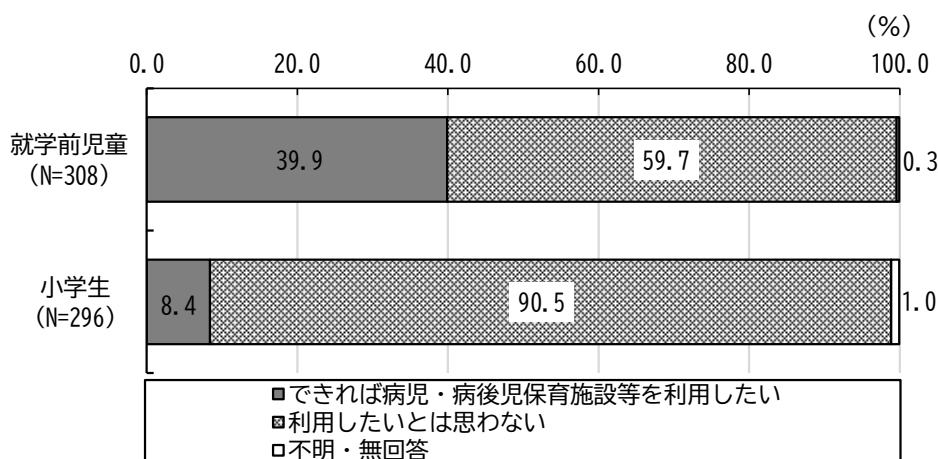
小学生では「母親が休んだ」が76.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」が31.5%、「父親が休んだ」が30.9%となっています。



③できれば病児・病後見のための保育施設等を利用したいと思ったか【単数回答】

できれば病児・病後見のための保育施設等を利用したいと思ったかについてみると、就学前児童では「利用したいとは思わない」が59.7%、「できれば病児・病後見保育施設等を利用したい」が39.9%となっています。

小学生では「利用したいとは思わない」が90.5%、「できれば病児・病後見保育施設等を利用したい」が8.4%となっています。

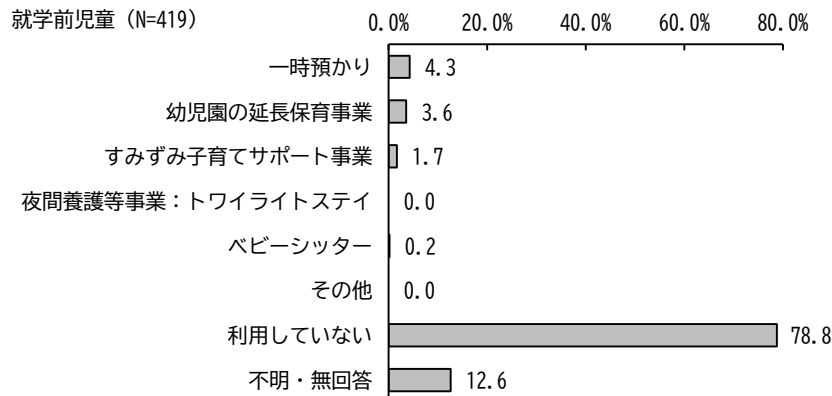


(8) 一時預かり等の保育サービスの利用

①私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業

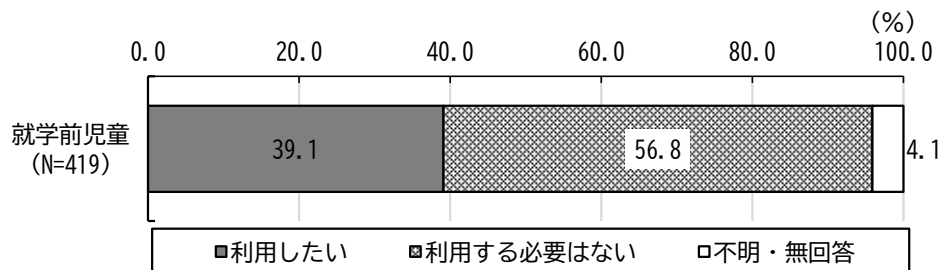
【複数回答】 [就学前児童のみ]

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業についてみると、「利用していない」が78.8%と最も高く、次いで「一時預かり」が4.3%、「幼稚園の延長保育事業」が3.6%となっています。



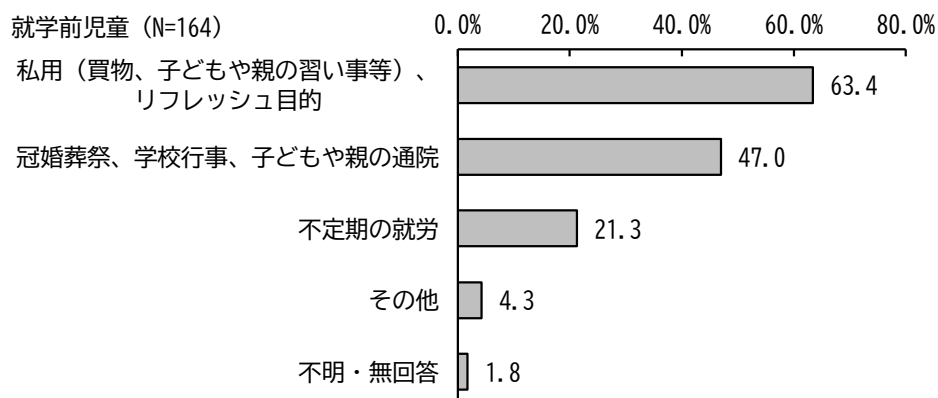
②私用、親の通院、不定期の就労等の目的での利用希望【単数回答】 [就学前児童のみ]

私用、親の通院、不定期の就労等の目的での利用希望についてみると、「利用する必要はない」が56.8%、「利用したい」が39.1%となっています。



③不定期的に事業を利用する理由【複数回答】 [就学前児童のみ]

不定期的に事業を利用する理由についてみると、「私用(買物、子どもや親の習い事等)、リフレッシュ目的」が63.4%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」が47.0%、「不定期の就労」が21.3%となっています。



(9) 放課後の過ごし方

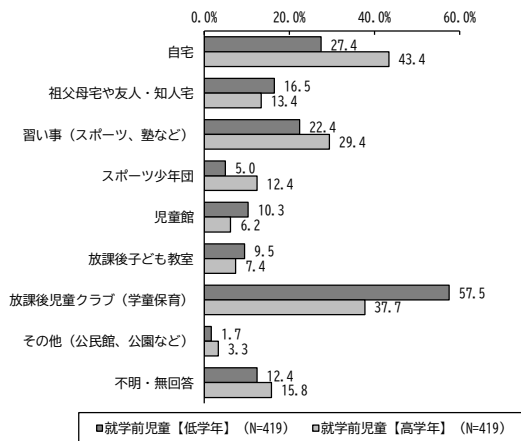
①放課後に過ごさせたい場所【複数回答】〔就学前児童のみ〕

放課後に過ごさせたい場所についてみると、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が57.5%と最も高く、次いで「自宅」が27.4%、「習い事(スポーツ、塾など)」が22.4%となっています。

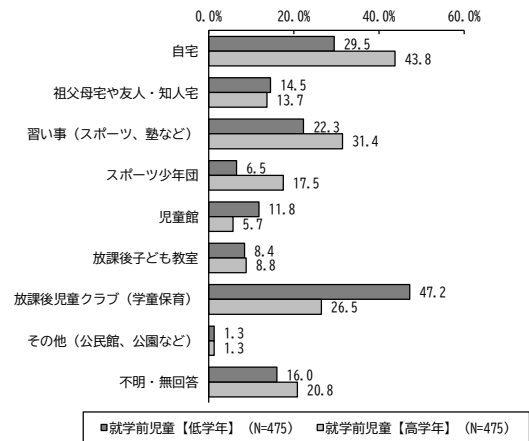
高学年では「自宅」が43.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が37.7%、「習い事(スポーツ、塾など)」が29.4%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が低学年では10.3ポイント、高学年では11.2ポイント増加しています。

今回調査



前回調査

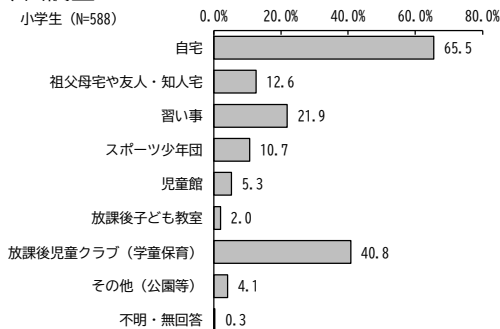


②放課後過ごしている場所【複数回答】〔小学生のみ〕

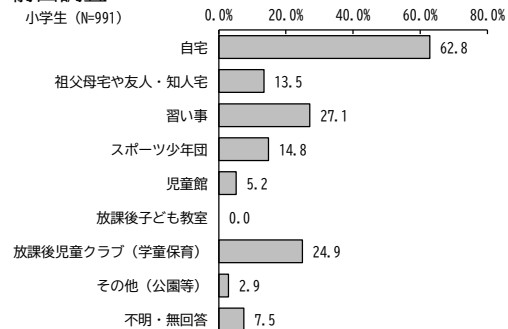
放課後過ごしている場所についてみると、「自宅」が65.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が40.8%、「習い事」が21.9%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」15.9ポイント増加しています。

今回調査

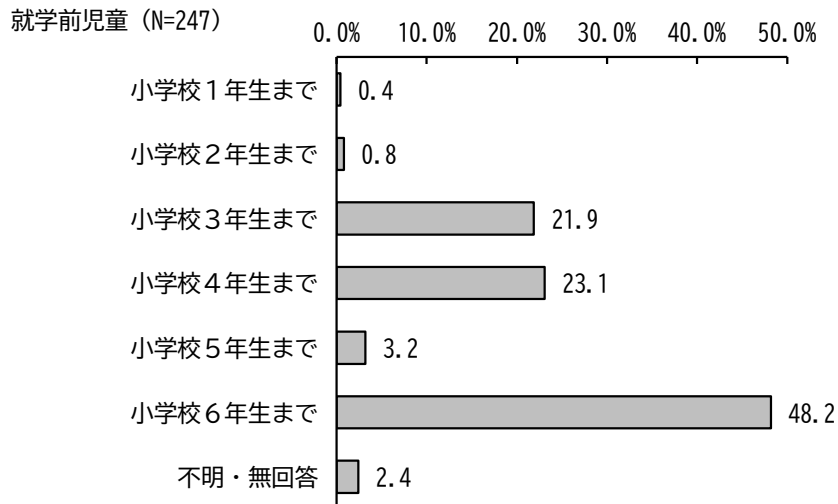


前回調査



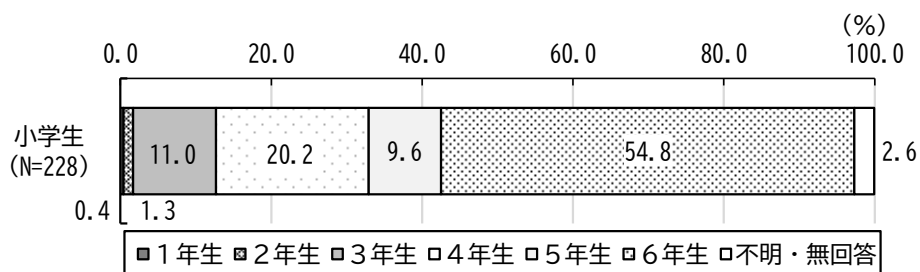
③放課後児童クラブを何年生まで利用させたいか【単数回答】〔就学前児童のみ〕

放課後児童クラブを何年生まで利用させたいかについてみると、「小学校6年生まで」が48.2%と最も高く、次いで「小学校4年生まで」が23.1%、「小学校3年生まで」が21.9%となっています。



④放課後児童クラブを希望する利用時期【数量回答】〔小学生のみ〕

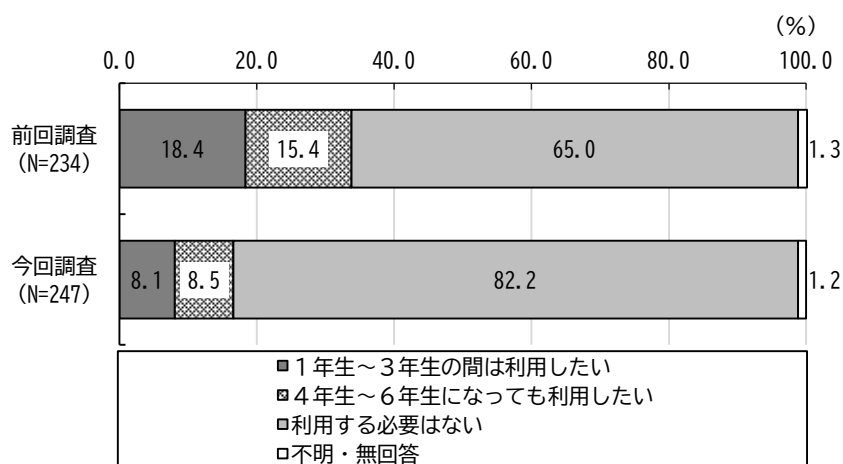
放課後児童クラブを希望する利用時期についてみると、「6年生」が54.8%と最も高く、次いで「4年生」が20.2%、「3年生」が11.0%となっています。



⑤土曜日の放課後児童クラブ【単数回答】〔就学前児童のみ〕

土曜日の放課後児童クラブの利用希望についてみると、「利用する必要はない」が82.2%と最も高く、次いで「4年生～6年生になっても利用したい」が8.5%、「1年生～3年生の間は利用したい」が8.1%となっています。

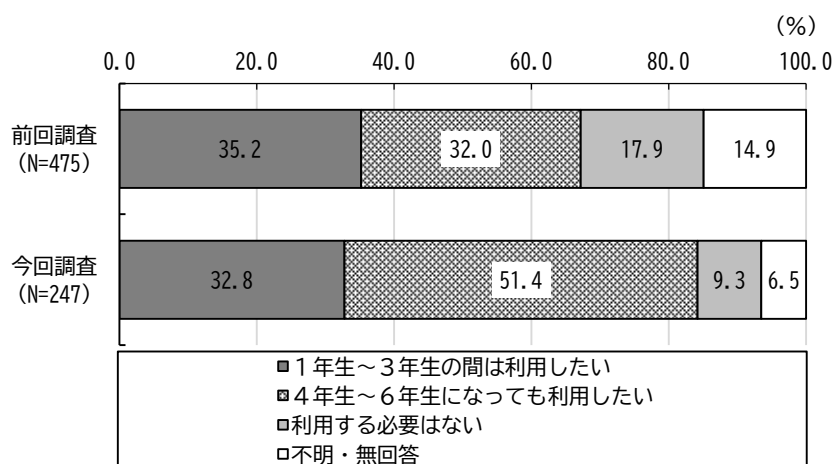
前回調査と比較すると、「利用する必要はない」が17.2ポイント増加しています。



⑥長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望【単数回答】〔就学前児童のみ〕

長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望についてみると、「4年生～6年生になっても利用したい」が51.4%と最も高く、次いで「1年生～3年生の間は利用したい」が32.8%、「利用する必要はない」が9.3%となっています。

前回調査と比較すると、「4年生～6年生になっても利用したい」が19.4ポイント増加しています。



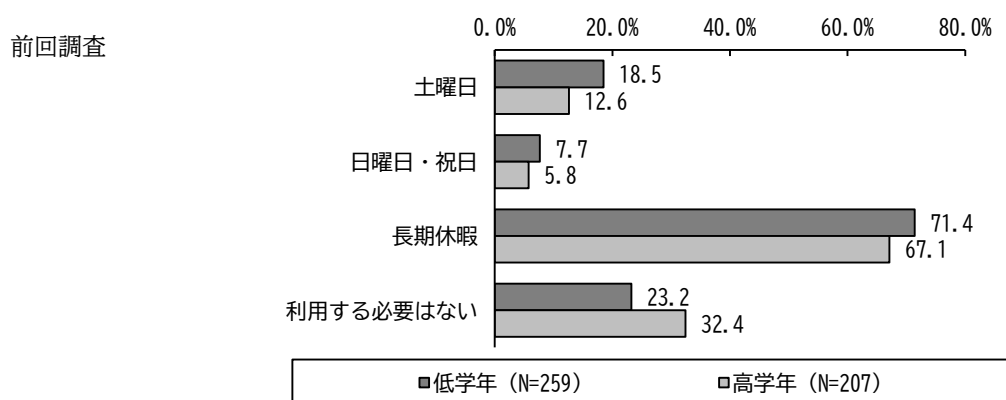
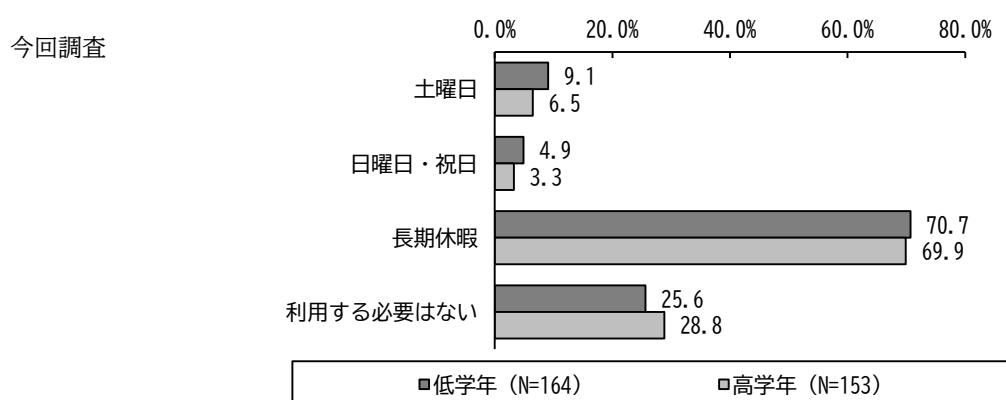
⑦土曜日と日曜日・祝日、長期休暇の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

【複数回答】 [小学生のみ]

土曜日と日曜日・祝日、長期休暇の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望についてみると、低学年では「長期休暇」が70.7%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が25.6%、「土曜日」が9.1%となっています。

高学年では「長期休暇」が69.9%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が28.8%、「土曜日」が6.5%となっています。

前回調査と比較して、大きな差はありません。



※「不明・無回答」を除いて掲載。

(10) 子育てと仕事の両立支援について

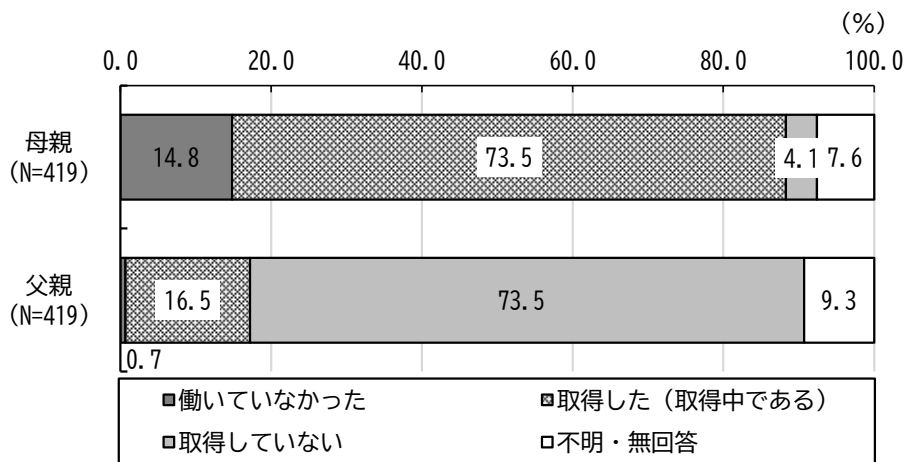
①子どもが生まれた時、育児休業を取得したか【複数回答】 [就学前児童のみ]

子どもが生まれた時、育児休業を取得したかについてみると、母親では「取得した(取得中である)」が73.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」が14.8%、「取得していない」が4.1%となっています。

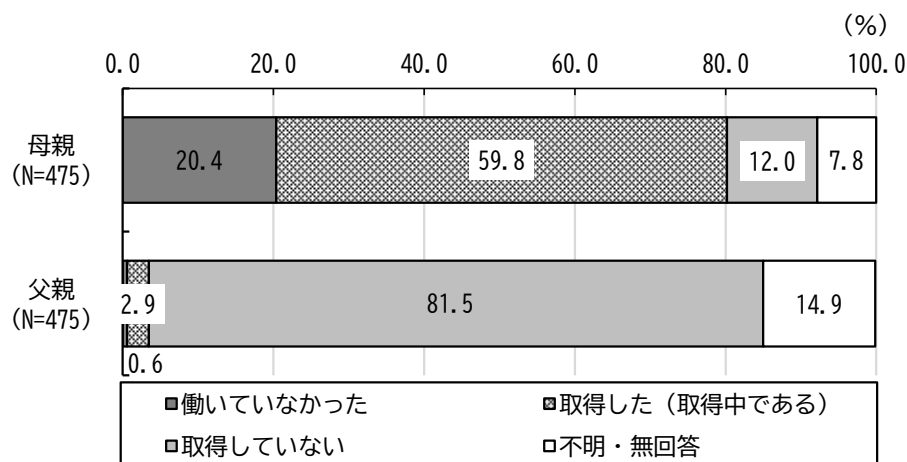
父親では「取得していない」が73.5%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が16.5%、「働いていなかった」が0.7%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が母親では13.7ポイント、父親では13.6ポイント増加しています。

今回調査



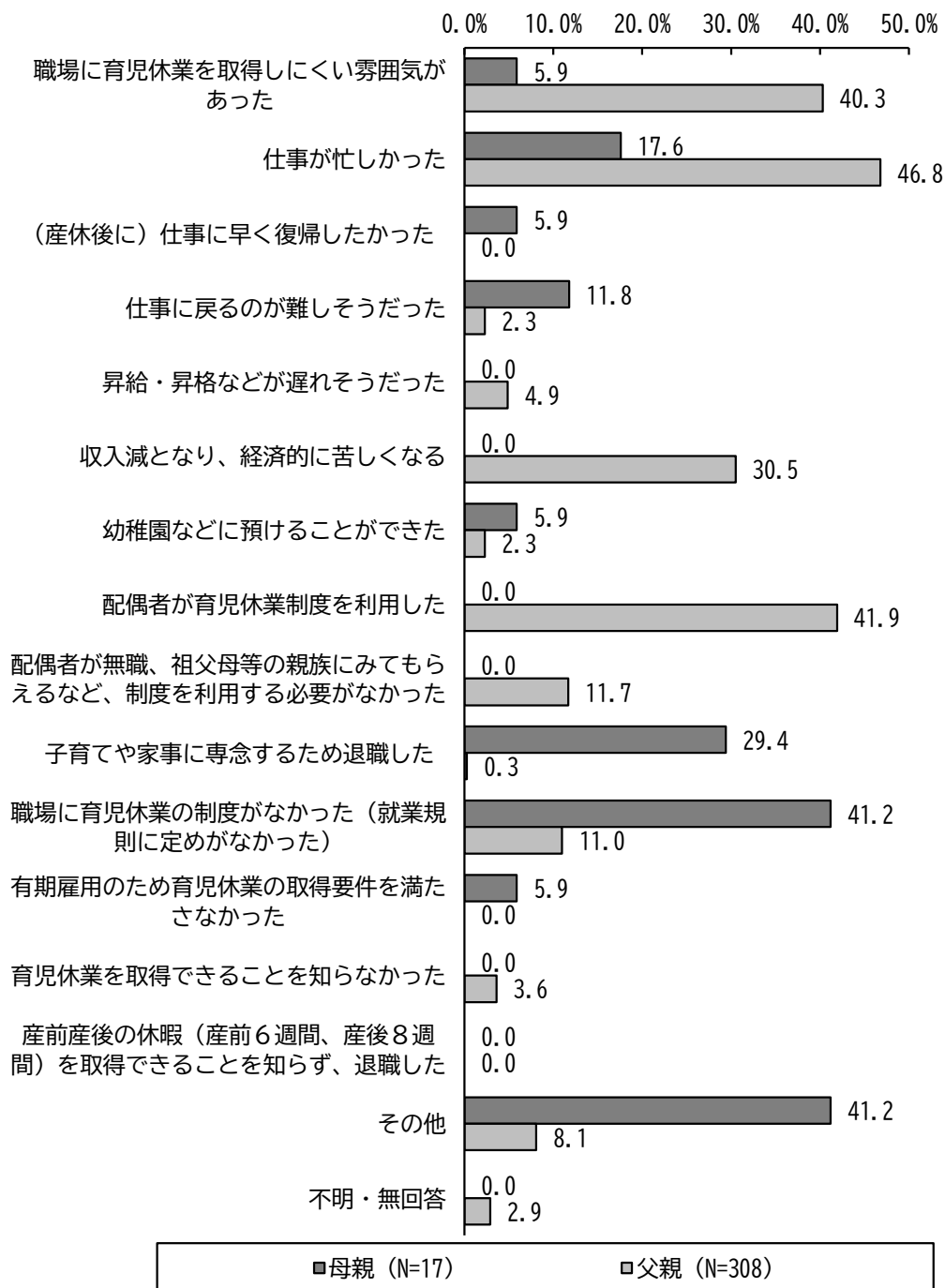
前回調査



②育児休業を取得していない理由【複数回答】〔就学前児童のみ〕

育児休業を取得していない理由についてみると、母親では「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」「その他」がともに41.2%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が29.4%となっています。

父親では「仕事が忙しかった」が46.8%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が41.9%、「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」が40.3%となっています。



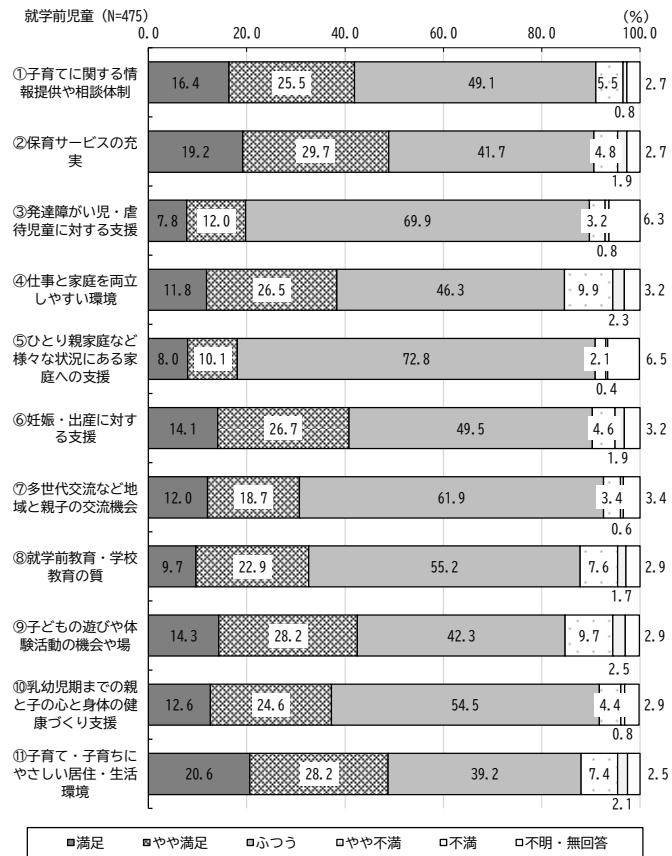
(11) 永平寺町での子育て環境や施策・事業について

①永平寺町における子育て環境や施策・事業についての満足度【単数回答】〔就学前児童のみ〕

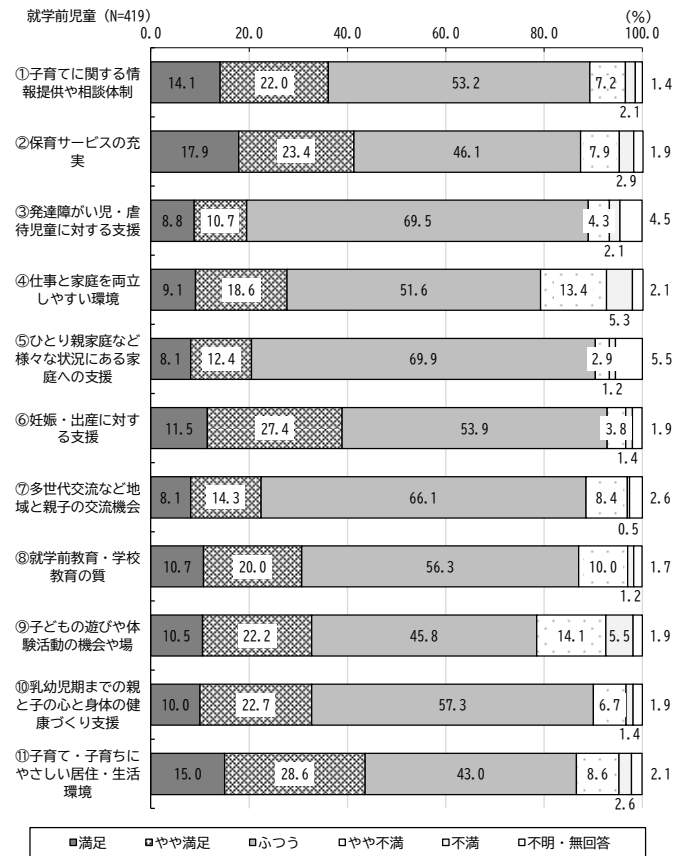
子育て環境や施策・事業についての満足度についてみると、【② 保育サービスの充実】で『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が48.9%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が【② 保育サービスの充実】では7.6ポイント、【④ 仕事と家庭を両立しやすい環境】では10.6ポイント増加しています。

今回調査



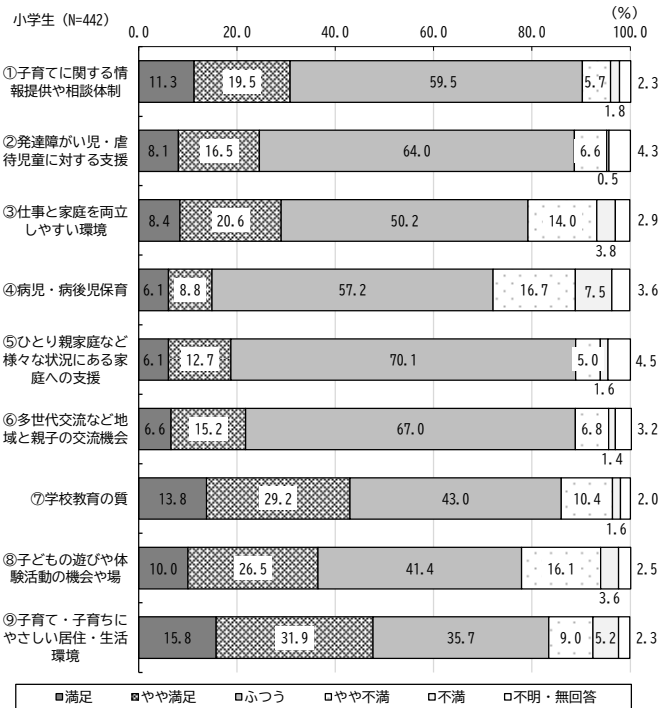
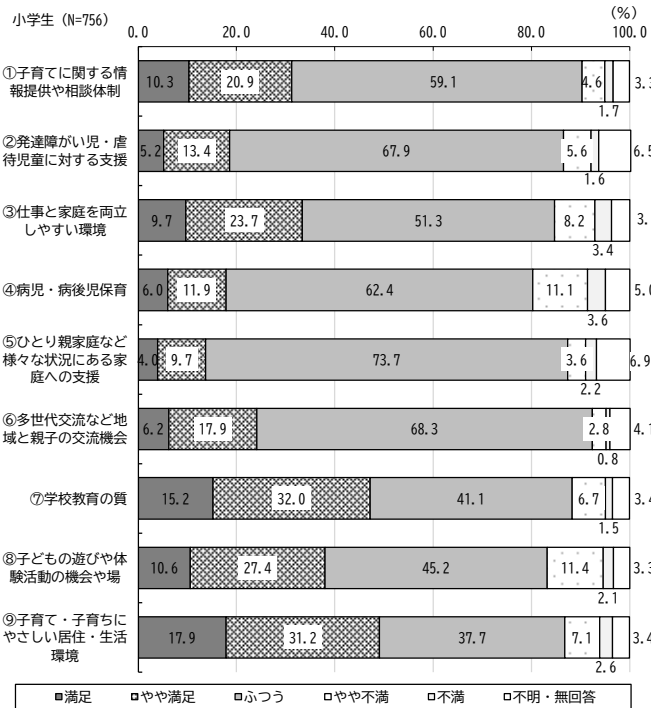
前回調査



②永平寺町における子育て環境や施策・事業についての満足度【単数回答】〔小学生のみ〕

子育て環境や施策・事業についての満足度についてみると、【⑦ 学校教育の質】【⑨子育て・子育てにやさしい居住・生活環境】で『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が4割台となっています。

前回調査と比較すると、『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が【② 発達障がい児・虐待児童に対する支援】【⑤ ひとり親家庭など様々な状況にある家庭への支援】では減少しています。

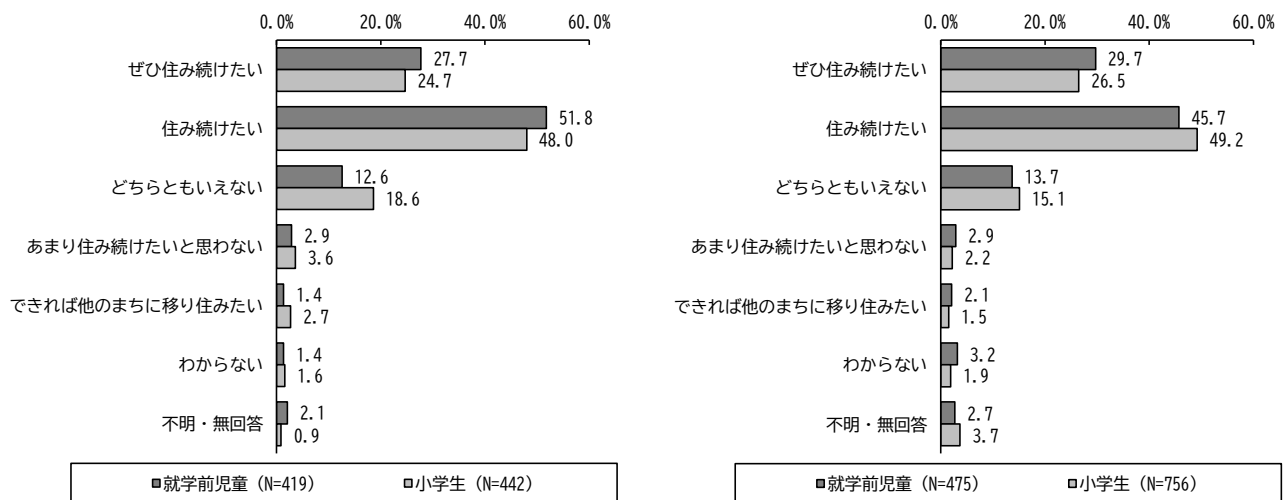


③永平寺町は子どもを育てながら住み続けたいまちであると思うか【複数回答】

永平寺町は子どもを育てながら住み続けたいまちであると思うかについてみると、就学前児童では「住み続けたい」が51.8%と最も高く、次いで「ぜひ住み続けたい」が27.7%、「どちらともいえない」が12.6%となっています。

小学生では「住み続けたい」が48.0%と最も高く、次いで「ぜひ住み続けたい」が24.7%、「どちらともいえない」が18.6%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありませんが、「ぜひ住み続けたい」が就学前児童、小学生ともに微減しています。



3 第二期計画の量の見込みと実績

幼児期の教育・保育の提供状況

■教育・保育事業【子育て支援課】

1号認定は、令和2年度から令和4年度にかけて量の見込みを上回る実績で推移していたものの、令和5年度では量の見込みを下回っています。

2号認定は、概ね見込み通りの数値で推移しています。

3号認定は、0歳では令和2年度から令和5年度にかけて量の見込みを上回る実績で推移しています。1-2歳ではすべての年度において量の見込みを上回っています。

◎1号認定

単位:実利用人数(人)/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み	50人	48人	102人	101人	98人
実績	58人	52人	57人	27人	-

◎2・3号認定

単位:実利用人数(人)/年間

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	330人	46人	193人	317人	45人	189人	328人	44人	188人
実績	329人	58人	204人	308人	58人	213人	322人	62人	219人

	令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	324人	44人	184人	312人	43人	182人
実績	348人	52人	219人	-	-	-

地域子ども・子育て支援事業計画の提供状況

■延長保育事業【子育て支援課】

100人前後の推移を見込んでいましたが、すべての年度において量の見込みを大きく下回り、令和5年度では12人となっています。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	103人	100人	102人	101人	98人
実績	11人	9人	7人	12人	-

■子育て短期支援事業【子育て支援課】

令和3年度では実績が量の見込みを上回っていましたが、令和4年度と令和5年度では量の見込みを下回りました。

単位:延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4人日	3人日	4人日	4人日	3人日
実績	4人日	20人日	2人日	0人日	-

■地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】

令和2年度では実績が量の見込みを上回っていましたが、令和3年度と令和4年度では量の見込みを下回りました。令和5年度は再び実績が量の見込みを上回っています。

単位:延べ利用回数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,571人回	7,416人回	7,328人回	7,217人回	7,106人回
実績	7,944人回	5,742人回	6,201人回	7,612人回	-

■幼稚園児を対象とした一時預かり事業【子育て支援課】

令和2年度から令和4年度にかけて実績は13,000人日～14,000人日で推移していましたが、令和5年度では減少し、5,027人日となっています。

単位:延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,520人日	11,040人日	11,520人日	11,520人日	11,040人日
実績	13,728人日	13,046人日	13,552人日	5,027人日	-

■その他の一時預かり事業【子育て支援課】

すべての年度で実績が量の見込みを下回っていますが、実績は増加傾向で推移しています。

単位:延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	368人日	357人日	362人日	359人日	349人日
実績	82人日	128人日	205人日	340人日	-

■病児・病後児保育事業【子育て支援課】

令和2年度から令和4年度にかけて実績は量の見込みを下回っていましたが、増加傾向で推移し、令和5年度では実績が量の見込みを上回っています。

単位:延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	228人日	221人日	224人日	222人日	216人日
実績	63人日	147人日	197人日	229人日	-

■利用支援事業【子育て支援課】

令和2年度以降、3か所で事業を継続しています。

単位:か所数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
実績	3か所	3か所	3か所	3か所	-

■放課後児童健全育成事業【子育て支援課】

低学年では令和2年度以降の実績は量の見込みを下回っており、減少傾向で推移しています。

高学年では令和2年度以降の実績は量の見込みを下回っており、80人~100人の間で増減を繰り返しながら推移しています。

◎小学校低学年

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	269人	269人	254人	250人	256人
実績	267人	236人	219人	217人	-

◎小学校高学年

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	125人	134人	133人	138人	145人
実績	80人	100人	87人	100人	-

■乳児家庭全戸訪問事業【福祉保健課】

令和2年度では実績が見込値通りとなっており、令和3年度以降は実績が量の見込みを上回っています。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	106人	104人	101人	101人	99人
実績	106人	107人	114人	104人	-

■養育支援訪問事業【子育て支援課】

令和2年度以降、実績が量の見込みを上回っています。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
実績	15人	15人	20人	15人	-

■妊婦健診事業【福祉保健課】

令和2年度以降、実績は減少傾向で推移しており、令和4年度以降では実績が量の見込みを下回っています。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	115人	112人	112人	110人	109人
実績	121人	120人	106人	96人	-

4 基本目標に基づく取り組みの現状

基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり

【質の高い教育・保育の提供】主な取り組み

●「地域・学校・家庭・幼稚園・幼児園との連携活動事業」

教育内容や指導方法を共有することで、子どもたちの円滑な接続を目的とし、幼小連携研究会、小中連携研究会を年に2回ずつ開催しました。また、幼小及び小中の移行支援会議を年に2回開催しました。

●「中学生の保育体験学習」

「家庭科・保育」の授業において、中学生と幼稚園児とふれあう体験学習を令和5年度より再開しました。3中学校で、3年生が近隣の幼児園に出向き、おもちゃ等の遊ぶ道具を作り、幼児園、幼稚園へ配布しました。

●「学校図書館の充実」

小学校や園に出向き、ブックトークやおはなし会を実施しています。「永平寺町子どもの読書活動推進計画」を策定し、町内の読書環境の充実を図るとともに、令和5年度より学校の図書館担当者との連絡会(年1回)を開始し、連携の促進を図りました。

【さまざまな保育事業の充実】主な取り組み

●「子育て支援事業」

1歳未満の子どもとその保護者の交流や相談の機会の充実にむけて、「ママのためのおしゃべりサロン」を保健センターで毎週水曜日に実施しました。新型コロナウイルスまん延の時期は開催を見合わせた時期もありましたが、令和4年度には通常どおり再開し、ベビービスクや身体測定等を行っています。

●「地域子育て支援センター事業の充実」

未就園児を対象に外部講師やマイスターを招いた行事や季節の活動、保健師による身体測定や育児相談などを毎月5回実施しました。保護者が楽しめる活動内容も取り入れ、保護者同士の交流の場を提供しました。

●「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実」

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生～6年生の児童に対し、小学校単位で8児童クラブの運営を継続しています。毎年、全クラブで350人前後の利用がありました。

●「病児デイケア促進事業(病児保育・病後児保育)」

生後2か月から小学校6年生まで町指定の病院で病児保育(5か所)・病後児保育(6か所)を実施し、病気で集団保育が困難な児童の一時預かりを実施しました。

●「すみずみ子育てサポート事業」

就学前児童がいる家庭に対して、掃除や買い物等の生活支援と一時預かりを提供しました。生活支援は年間250人前後、一時預かりは年間200人前後の利用がありました。

【健康づくりの推進】主な取り組み

●「乳幼児健診の充実」

1歳6ヶ月児と3歳児を対象に健康診査を実施し、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、専門機関等への紹介等、適切な支援につなげました。令和5年度は、1歳6ヶ月児健診の受診者が121人、3歳児健診の受診者が126人となっています。

●「給食における地産地消の推進」

給食で使用する食材は、町内産の食材を使用するよう努めました。また、福井県の「いちほまれ給食推進事業」により、年間2カ月間(11月、12月)永平寺町内産特別栽培米いちほまれを学校給食へ提供するなど地産地消の推進を図りました。

【専門的支援等の充実】主な取り組み

●「障がい児保育とふれあい保育の実施」

保育カウンセラーや保健師が園を巡回し、集団での支援方法をアドバイスしながら成長・発達につなげています。また、気がかりな児童についても「早期発見・早期支援・途切れない支援」を実現するために、成長・発達などについて、保護者の方と一緒に考え、支援を行っています。

●「専門的な相談体制の整備、関係機関とのネットワークづくり」

スクールカウンセラーを各中学校に1名ずつ拠点校方式で配置し、中学校区内の小学校においても活用しています。また、学校教育支援員を活用した「適応指導教室」、福井県立大学との連携における「学校インターンシップ・心のパートナー」等の取り組みを実施し、ともに連携をとりながら子どもの心の問題に対応しています。

●「永平寺町要保護児童対策地域協議会事業」

実務者会議を年4回、代表者会議を年1回、状況に応じて個別ケース会議を実施し、多機関における情報共有と問題の整理・適切な援助方策の検討を行っています。特定妊婦、障がい児、ひとり親、精神疾患のある保護者については医療・保健・教育・福祉の各関係機関と連携しながら家庭訪問や面談を実施しました。

●「包括的な支援体制の構築」

子育て世代包括支援センターの定例会を月1回実施し、保健センターの保健師と子育て支援課の職員で支援が必要な子どもや保護者について情報を共有しました。特に障がい福祉サービスや専門機関につながっていないケースが多く、個別に相談を受けつけるほか、家庭訪問やケース会議において母子ともに安心して過ごすことのできる調整機関を担っています。

【子育てネットワークの確立と地域活性化】主な取り組み

●「若者の出会い交流の場の提供」

婦人福祉協議会の結婚相談員による相談、イベントの開催、ふくい結婚応援協議会によりマッチングアプリやその他のイベントの開催を実施しました。結婚相談会を年33回実施しました。

基本目標Ⅱ 家庭における子育ての充実

【家庭の子育て力の向上】主な取り組み

●「青少年健全育成活動の実施」

毎年8月ごろ「少年の主張コンクール」などの青少年育成に関する地域講演会や講座などを開き、乳幼児から思春期までの家庭教育のあり方について学ぶ機会を提供しました。また、子育てサポートや家庭教育アドバイザーの配置などにより子育てに関する相談体制を継続しています。

●「男女共同参画推進計画の充実」

男女が性別に関係なく自分らしく生きることができるよう、男女共同参画ネットワーク等の団体と連携を行い、社会教育活動の一環として包括的となるような活動を行いました。令和4年3月に「第三次えいへいじ男女共同参画計画」を策定し、いっそう誰もが性別にかかわらず個性を尊重され、安心して暮らせる社会の実現の推進を行っています。

●「「放課後活動定休日」の推進」

教員の働き方改革により、部活動休養日を毎週水曜日と日曜日(原則)と定め、子どもを家庭に返し、子育て中の家族が話し合い、楽しみ合えるよう、家族みんながそろそろ家族時間が持てる環境づくりに努めました。

【相談事業の充実】主な取り組み

●「保健センターにおける育児相談の充実」

保健センターにおいて保健師の相談を実施し、妊娠期から子育て期において育児相談、栄養相談、発育・発達相談等の事業を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを整備しました。

●「ひとり親家庭への窓口相談の充実」

窓口相談では子育てする上での相談指導や社会自立に必要な情報の提供等、支援の充実を図りました。また、福井県健康福祉センターと相談内容を共有し、ひとり親家庭への就学支援や就労支援を行いました。

●「「子育て相談会」の実施」

「ことばの相談会」として言語聴覚士を講師として、ことばに関して、発音等を中心に相談会を実施し、子どもの発達に応じた指導・助言を行い、ことばを中心に課題解決となる支援を行いました。個別に相談をするため、具体的な方法で支援することができました。

【経済的支援の充実】主な取り組み

●「幼児教育に伴う保護者の経済的負担の軽減」

すくすく保育支援事業による、第3子以降の保育料無償化を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図りました。令和5年度は延べ662人が事業を利用しました。

●「特別児童扶養手当の支給」

特別児童扶養手当に関する情報について、毎年ホームページや広報で周知を図るとともに主治医や窓口での案内も行いました。令和5年度末時点で1級7名、2級31名に手当を支給しています。

●「出産祝い金制度の充実」

父母のどちらかが1年以上永平寺町に住所を有している場合に、第1、2子は30,000円、第3子以降は50,000円を支給しており、出生数が減少傾向にあることで、申請数も減少していますが、申請に対して確実な給付を行いました。

【情報発信・情報提供の推進】の主な取り組み

●「子育て支援に関する情報の周知」

町広報誌やホームページを活用し、子育てに関する情報や子育て支援サービスの情報を、子育て世代へ周知を行うとともに、制度について変更等が生じる場合、都度ホームページ等で広く周知するよう努めました。

●「SNSを活用した情報発信の検討」

主に、幼児園・幼稚園の保育の様子、子育て支援情報を発信しました。子育て支援情報については、入園申請等、適時適切に発信できました。

基本目標Ⅲ 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

【施設・環境の整備】主な取り組み

●「公園整備の充実」

令和2年度、4年度、6年度に公園遊具の計画的な修繕・整備を行い、遊具の欠陥による事故は発生しませんでした。

●「歩道や街灯の整備の充実」

子どもたちが安心して道を歩くことができるよう、各地区の街灯の整備を進めました。上志比地区において歩道整備工事を実施しました。また、隣接する圃場へ転落しないよう転落防止柵を合わせて設置しました。地区要望に対して防犯灯を設置するなど、安全な街づくりを推進し、地区内の犯罪防止に努めました。

●「公共施設のバリアフリー化の実施」

令和3年度に役場本庁と永平寺支所の駐車場から1階窓口までの点字シート設置工事や令和4年度に役場本庁のトイレ改修工事により和式から洋式への改修工事を実施しました。施設の一部スロープ化や手すり等の設置を行っているものの、施設全体のバリアフリー化には至っていません。

●「コミュニティバス運行の充実」

令和5年度に、コミュニティバスのダイヤ及びルートの見直しを行い、令和6年4月より実施しました。御陵・吉野コースは、利用者の現況・ニーズを考慮して、利用者が少ない時間帯の減便を行いました。上志比コースは、便数に変更はありませんが、重複したルートを見直し、時間の短縮(11分)を行いました。

【安心・安全のまちづくり】主な取り組み

●「園児・児童生徒・保護者を対象とした交通安全教育の活動の充実」

幼稚園・幼児園・小学校・中学校やその他の公共の施設を利用して児童の交通安全を確保するための諸活動を実施し、児童の意識の高揚に努めました。幼児園児対象交通安全教室(町内9幼児園・年2回)、小中学生対象自転車教室等(町内9小中学校)を実施しました。

●「交通指導員による交通安全活動の充実」

交通安全広報活動を通して、住民全体に交通安全を呼びかけるとともに、子どもを持つ家庭に対しては家族全体で交通安全に取り組むように働きかけました。職員による主要交差点での早朝一斉街頭指導(年4回)、幼児園児へ交通安全だよりの配布(年1回)を実施しました。

●「災害時の対策・対応の強化」

各学校・園にて、火災や地震を想定した避難訓練を通して、災害発生時の対応の確認を行うとともに、総合防災情報システムからの災害情報により、子どもたちの安全の確保につなげます。

5 課題のまとめ

子どもの成長を支える環境づくり

- アンケート調査結果をみると、「放課後児童クラブ(学童保育)」など放課後に安心して過ごすことのできる居場所へのニーズが非常に高くなっています。子育て中の保護者の交流や、子どもの心身の健康の保持、増進のためにも、安心して過ごせる環境の確保は重要です。地域子育て支援拠点事業等の就学前児童の遊びや交流環境の充実に取り組むとともに、小学生も活用できる公園の充実や安全確保、また地域と連携した多様な居場所の確保等に取り組む必要があります。
- 全国的に障がい特性を持った子どもや、外国にルーツを持った子ども等が増加しており、保育ニーズが多様化しています。一方で、アンケート調査結果をみると、「発達障がい児・児童虐待に対する支援」「ひとり親家庭など様々な状況にある家庭への支援」の満足度は前回調査と比較して減少しています。多様化・複雑化する保育ニーズに対する支援の拡充を行うとともに、関係機関や専門機関と連携した支援体制の充実を図る必要があります。

家庭における子育ての充実

- 女性の就業率が向上し、産前産後も退職せずキャリアを維持する方が増えており、今まで以上に仕事と子育ての両立支援が求められています。アンケート調査結果より育児休業の取得状況を見ると、母親、父親ともに「取得した(取得中である)」の割合が前回と比較して増加しています。一方で、母親と父親の取得状況には依然隔たりがみられ、改善されていないことがうかがえます。育児休業を取得していない理由において、母親では「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」、父親では「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」がともに約4割となっており、職場における育児休業に対する取り組みへ理解不足が阻害要因となっていることが想定されます。今後は、浸透しつつある育児休業に対し、企業への周知啓発を拡充し、理解を深めていくことが必要と考えられます。
- アンケート調査結果より本町における同居家族の状況についてみると、「祖父母との同居」が前回調査と比較し、大きく減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。このような背景から祖父母や友人等に子育てを頼ることのできる家庭が減少していることが考えられ、不安や悩みを抱えやすい環境につながる恐れがあります。令和7年度より設置する「こども家庭センター」を中心に行政等の相談機関の充実が求められます。

子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

- 子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事案は後を絶たず、大きな社会問題となっているなか、人為的な危険だけではなく、台風・地震等の自然災害についても近年大きな被害が発生しており、地域における子どもへの安心・安全について関心が高まっています。本町においては、教育・保育施設や公園・道路等の整備、地域の見守り活動や防犯意識の向上等、ハード面、ソフト面の両面において安心・安全に暮らせる環境づくりを進めていますが、地域ボランティアの高齢化が進むなど、人材確保が難しくなっている状況にあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは次代の主人公であり、地域の宝です。そして、その子どもの健やかな成長が、地域の明るい未来につながると考えます。子どもの成長には、子どもの人権と個性を大切に、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、子どもの視点に立ち、健やかに成長できる支援の充実が必要です。

そのためには、家庭だけではなく、行政や地域、学校、企業等の多様な主体が「こどもまんなか」の視点を持ちながらそれぞれの役割を認識し、社会全体で子ども・子育てを支える体制の充実を図り、子どもや家庭の成長を後押しすることが重要となります。

本町では、第二期計画において「すくすく・のびのび子どもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念に掲げ、子ども・子育てを通じて、すべての人が幸福や喜びを感じながら、希望を持って生活できるまちを目指して取り組んできました。

本計画においては、第二期計画から引き続き「すくすく・のびのび子どもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念に掲げ、子どもが健やかにのびのびと暮らすことができる基盤整備を進めるとともに、子ども・家庭・地域が希望を持って生活できるまちの実現を目指します。

基本理念

すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ

2 基本目標

本計画においては、基本理念の実現を目指すため、次の3つの基本目標を定めます。

I. 子どもの成長を支える環境づくり

本町で育つすべての子どもが、家族や地域の人々との温かいふれあいのもと、基本的な生活習慣や社会性を身につけながら、自分らしくのびのびと成長し、幸せに暮らすことができるよう、地域全体で子ども子育てを支える「子育てネットワーク」を強化するとともに、障がい児や外国にルーツをもる子どもに対しても、専門機関等と連携した支援の推進を図ります。

また、子どもの基本的な生活習慣の確立や身の自立、就学を見据えた学習意欲の形成にむけて、教育・保育の利用を希望するすべての子どもに、分け隔てなく良質かつ適切な内容及び水準で提供できる体制の確保に努めます。

II. 切れ目のない支援の充実

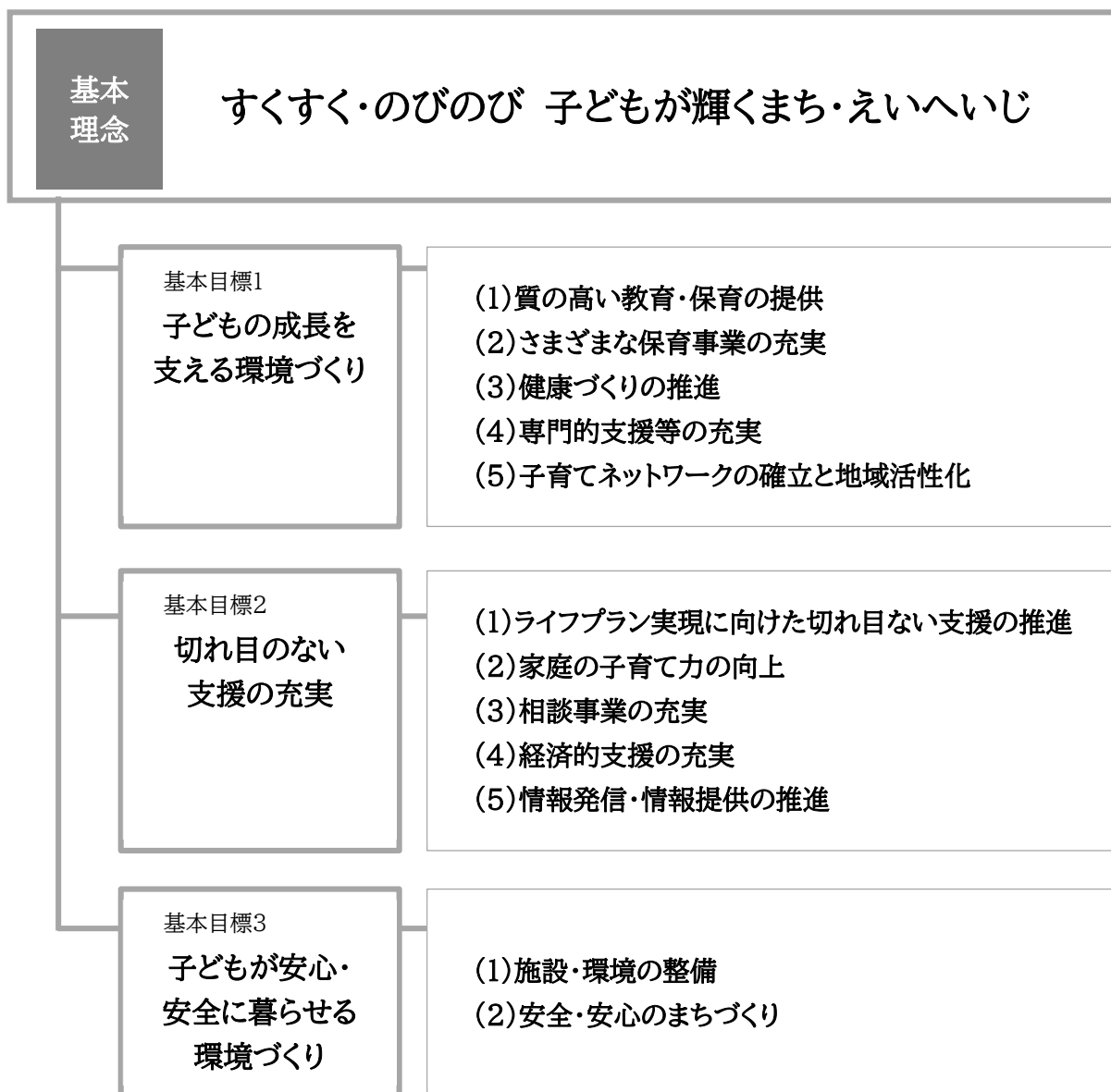
仕事や子育てといったライフプラン実現に向けて、企業等と連携した男女共同参画の推進や、家庭の状況に応じた相談支援に取り組みます。

また、子どもが健やかに育つためには、両親をはじめその家庭が不安や悩みを抱えず、安心して生活できることが重要であり、こども家庭センターを中核とした妊娠期からの切れ目のない相談支援に取り組みとともに、各家庭の状況に応じた経済的支援や就労支援に取り組みます。

III. 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

近年、全国的に子どもが巻き込まれる事件・事故が社会問題となっているほか、地震や大雨による大規模災害が多発しており、子どもの安全確保が重要な課題となっています。子どもが地域で安心・安全に生活ができるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯・災害対策の充実を図るとともに、公園や道路環境の設備を充実し、ソフト面からハード面まで地域全体において、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり

現状と課題

近年、家庭の就労形態の変化により、保護者が求める教育・保育に対するニーズも多様化しています。このような社会潮流のなかにおいて、すべての子どもの健やかな成長を実現するためには、就学前児童から切れ目のない質の高い教育や保育を受けることができる環境づくりを進めていく必要があります。

本町では、3～5歳児の幼児教育内容の統合や、小学校・中学校との接続及び連携強化により、教育を受ける条件の一元化を図るとともに、幼児園の保育時間の延長や、幼稚園・幼児園の職員配置の弾力化も進めてきました。

今後は、入園児童数が減少している幼児園・幼稚園のあり方を検討するとともに、幼児園・幼稚園におけるサービスを拡充する等、選択と集中を進め、教育・保育の充実に努めます。

また、放課後の居場所づくりとしてニーズが高まっている放課後児童クラブについては、小学校単位でクラブを開設しています。今後は、多様化するニーズに対し、より柔軟に対応できる体制を構築し、こどもの居場所づくりの充実に努めます。

子どもが生まれ、健やかに成長をしていくためには、子どもの健康はもちろん、保護者の健康も重要であり、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期及び学童期を通じて母子の健康確保を踏まえた支援の充実が必要になります。母子等の健康の保持増進、疾病予防や早期発見に向けた母子保健事業を推進します。

アンケート調査より施策の満足度をみると、「保育サービス」では約5割、「妊娠・出産に対する支援」では、約4割の方が満足しており、不満はともに1割以下となっていることから、一定の支持を得ていると考えられます。今後は施策を継続しつつ、より満足度を向上させる事業の充実に努めます。

また、近年問題となっている、子どもの貧困、児童虐待、引きこもりや障がい等、社会的な支援の必要性が高い子ども、家庭に対しては、こども家庭センターをはじめとする、関係機関が連携し、さまざまなケースに合わせた柔軟な相談体制を構築することで、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを促進します。

取り組み

(1) 質の高い教育・保育の提供

施策	内容	担当	今後の方向性
学力向上対策の取り組み	個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、基礎学力の向上を図るため、指導方法の工夫・改善に努めます。授業においては、探求学習、発展学習、補充学習など、多様な学習活動を展開し、その質の向上に努めます。	学校教育課	継続
地域・学校・家庭・幼稚園・幼児園との連携活動事業	幼稚園・幼児園・小学校・中学校が連携を図るために、連携研究会や移行支援会議等を実施するとともに交流活動や教員の研修を行います。また、ふるさと教育を通して児童生徒の地域への愛着を育み、地域貢献活動への積極的な参加を促し、地域に開かれた学校づくりと地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。	学校教育課	継続
幼稚園・幼児園における幼児教育体制の整備	「保育時間の一元化と弾力化」、「3～5歳児の幼児教育内容の統合」、「幼稚園と幼児園の人事交流」、「小学校・中学校との接続及び連携強化」により、幼児教育の一元化を推進します。	子育て支援課	継続
生きる力を育むための特色ある幼児教育の推進	子ども一人ひとりを大切に保育、生きる力のもととなる5つの領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)の力が身につく保育に関する研究を幼稚園と幼児園合同で推進します。家庭と園が一体となった幼児教育の推進として「保護者との信頼関係づくり」、「子育て情報の提供」、「保護者の園活動への参画」、「保護者会活動の充実」、「保護者の保育体験活動への参画」等、各園が特色ある取り組みを実施します。子どもの生きる力を育むために地域と連携した交流活動や幼稚園・幼児園・小学校・中学校間の相互理解により、基本的な幼児教育・学校教育の方針、指導の流れが一貫したものとなるよう努めます。園活動のなかで幼児に多様な体験活動を経験させるために、地域の人材バンクを活用し「遊びのなかで学べるクラブ活動」を推進します。	子育て支援課	継続
生き方の教育の実施	生き方の教育として命の大切さ、豊かな心を育成するために、家庭と連携を取りながら学年に応じた道徳教育や人権教育に取り組みます。また、いじめや不登校は、「どの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、専門家や関係機関、地域・家庭と連携しつつ、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に「チーム学校」で取り組みます。さらに、デジタル技術の急速な進化を踏まえ、情報モラル教育、デジタルシティズンシップ教育にも取り組みます。	学校教育課	見直し・改善
幼稚園・幼児園の弾力的な運営	「どうしたら幼児が安定した環境のなかで大切な幼児期を過ごすことができるのか」、「幼児教育を受ける条件に差があってはならない」を基本理念とした幼保の一元化を進め、入園から就学にいたるまでの保育内容の充実を図ります。また、小学校との連携を深め、切れ目のない支援に努めます。	子育て支援課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
幼稚園・幼児園の保育時間の弾力化	幼稚園の保育時間を7時から19時、幼稚園においても通常18時までとし、弾力的時間帯として14時まで、16時まで、18時までの保育と、延長保育として19時までの保育を引き続き継続します。	子育て支援課	継続
幼稚園・幼児園の教育内容の統合	幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開できるように幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容を踏まえた同一カリキュラムを作成し、どの施設においても適切な幼児教育を受けることができるようにします。また、基礎基本の保育の他に、外部講師を活用した「遊びのなかで学べるクラブ活動」を引き続き実施します。	子育て支援課	継続
スポーツ少年団活動の推進及び文化芸術及びスポーツ活動の地域移行	心身ともに健康な青少年の健全育成のために、スポーツ少年団への積極的な参加を促します。部活動等においては、地域のエキスパートを活用しながら地域移行を図ります。	学校教育課 生涯学習課	見直し・改善
異年齢児交流事業	幼稚園・幼児園の園児が未就園児・小学生とともに行事に参加することで、社会性を養いながら、地域のなかで兄弟・姉妹の関係づくりを推進します。	子育て支援課	継続
中学生の保育体験学習	中学生が長期休業中等を利用して、保育の体験学習ができる環境を整えます。中学生の「家庭科・保育」の授業において、幼稚園児とふれあうことで自分を発見し、年下の子どもに思いやりが持てるように体験学習を行います。	学校教育課 子育て支援課	継続
安心して学べる場の充実	複式学級を解消し、学年に応じたきめ細やかな教育を提供できるよう努めます。 また、児童のつまづきを早期に発見し、きめ細かな指導と支援を行うため、学校教育支援員による個別対応を推進します。	学校教育課	見直し・改善
総合的な学習の時間等による外部人材の活用	ふるさと教育を推進するため、各学校の実情に応じて、専門的な知識を持つ地域人材を活用します。小学校では、県が進める「地域と進める体験推進事業」を活用し、農業体験や林業体験を継続して実施するほか、地域住民や専門機関の方をアドバイザーや講師として迎え、総合的な学習の展開を図ります。さらに、地域の外国人講師を活用した外国語活動にも取り組み、国際理解教育を推進します。	学校教育課	見直し・改善
学校図書館の充実	町の図書館・司書との連携のもと、各学校の図書館の充実を図り、児童・生徒の健全な育成に努めます。	学校教育課 生涯学習課	継続
道徳教育の充実	教育活動全体を通して「礼の心」を重視した道徳教育を推進するとともに、児童・生徒が自己を見つめ、内省する機会を設け、思いやりや感謝の心を育む活動を展開します。生命の尊さを実感できる教育や自己肯定感を高める「福井県版ポジティブ教育」に取り組みます。	学校教育課	充実
家庭・地域・学校協議会活動の推進	校区内の有職者や保護者の客観的な意見を取り入れるために学校訪問、見学の日を設けるとともに、地域学校協議会を定期的で開催し、地域に開かれた学校づくり・学校運営に取り組みます。	学校教育課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
不適切保育の防止の推進	保育の資質向上と、不適切な保育の未然防止を目的とした「不適切な保育防止のためのガイドライン」を活用し、子どもの人権を守る保育に取り組めるよう研修会等を実施します。	子育て支援課	充実

(2) さまざまな保育事業の充実

施策	内容	担当	今後の方向性
子育て支援課・学校教育課・生涯学習課・福祉保健課・地域の専門機関との連携	幼稚園・幼児園・小学校・中学校連携のなかでは「連絡会の開催」「公開保育」「公開授業」「合同学習」「交流活動」「児童・生徒の保育体験」「就学前児童連絡会」等を開催します。福祉保健課との連携のなかでは、「要保護児童地域対策協議会事業」等を行います。地域の専門機関との連携のなかでは、「養護学校教諭との事例研修会」「県立大学看護学生の保育実習」「福井大学医学部看護学生の実習」の受け入れを実施します。	子育て支援課	継続
延長保育の充実	親の就労形態の多様化に伴う児童の保育需要に対応するため、幼児園で19時まで延長して保育を実施します。	子育て支援課	継続
一時預かりの充実	専業主婦を含むすべての子育て家庭が仕事の都合や急病、緊急事態、育児疲れにより一時的に保育が必要となった場合に、児童を幼児園で預かります。	子育て支援課	継続
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等に通所していない6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行います。	子育て支援課	充実
地域活動事業の充実	家庭及び地域等の協力を得て、地域の自然、人材、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ、保育内容の充実を図り、子どもの社会性を養います。また、保護者会の協力を得ながら園運営や園行事を実施するとともに、地域の人材や、小中学校、大学や保健センター等と連携し、保育の充実を図ります。	子育て支援課	継続
地域子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、3か所の支援センターで子育て家庭への支援活動の企画、調整を行います。子育て家庭等に対する遊びや育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援、講師を招いての勉強会、子育て情報の提供等も行います。また、お父さんの子育て応援事業も実施します。	子育て支援課	継続
こども家庭センターの充実	情報提供やサービスの利用・相談支援等の子育て支援の総合的な拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供していきます。	子育て支援課	充実
児童館運営事業	健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施、並びに年長児童の自主的な活動に対する支援を行います。また、放課後児童クラブ事業の育成助長及びその指導者の育成を図ります。	子育て支援課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
公民館活動事業	未来の日本をつくる心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むための主な活動拠点として、地域の方々の参画を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組み、公民館企画講座や施設利用の推進を実施します。	生涯学習課	継続
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対し、放課後に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子育て支援課	継続
図書館運営事業	乳幼児を対象に絵本の読み聞かせ等を行う「おもしろとよかん」や、読み聞かせボランティアの育成を目指した「読み聞かせ講習会」を実施し、本を通じた創造性豊かな人づくりを推進します。また、絵本を介して、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる「ブックスタート事業」を推進します。	生涯学習課 子育て支援課	継続
病時ダイケア促進事業(病時保育・病後児保育)	保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健康維持を図るため、病気で集団保育が困難な児童を一時的に預かる病時保育・病後児保育を実施します。	子育て支援課	継続
すみずみ子育てサポート事業	保護者が通院や冠婚葬祭等により子どもを家庭で保育することが困難な場合に、小学校3年生以下の子どもを対象にサービスを提供します。既存の子育て支援よりもきめ細かなサービスを提供することにより、子育て家庭の負担の軽減を図ります。また、2人以上の子どもを持つ世帯の経済的負担を軽減するために、第2子以降に対する利用者負担金を助成します。	子育て支援課	継続
夜間・短期入所保育事業	夜間や休日等において、一時的に子どもの養育が困難になった家庭を支援し、児童が安心して生活できる環境づくりを引き続き実施します。	子育て支援課	継続
永平寺町放課後子ども教室の充実	町内の社会教育施設を子どもたちの居場所(活動拠点)と位置づけ、放課後や週末の活動の充実を図ります。地域の大人を指導員として配置し安全管理を図りながら、地域で子どもたちを育みます。スポーツや文化活動・交流活動を、図書館、児童館、放課後児童クラブ等とタイアップしながら実施します。	生涯学習課	継続

(3) 健康づくりの推進

施策	内容	担当	今後の方向性
母子健康手帳の交付	妊娠届があった妊婦に母子健康手帳の交付を行い、相談を実施します。	福祉保健課	継続
乳児の育児相談	0歳児の子どもを持つ保護者同士の交流や情報交換の場として、保健師による育児相談や栄養相談、身長・体重測定のほか、講師を招いての講習会等を実施するとともに、周知に取り組みます。育児相談として3～5か月児を対象に保健相談等を実施します。	福祉保健課	継続
乳幼児健康診査	乳児(1か月、4か月、9～10か月児)健康診査、新生児聴覚検査、1歳6ヶ月児・3歳児健康診査を実施し、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、専門機関等への紹介等、適切な対応に努めます。	福祉保健課	継続
予防接種事業	指定医療機関において個別接種を実施しています。対象児への個人通知や広報誌での情報提供等を行います。	福祉保健課	継続
産後ケア事業	出産後1年以内の、サポートの必要な母子に対し、安心して育児ができるように、医療機関等で助産師等による授乳のケアや育児相談を行います。	福祉保健課 子育て支援課	充実
妊産婦健康診査事業	妊娠期及び産後の健康管理のため、医療機関等での健康診査費用を助成し、心身の不調を早期に発見します。	福祉保健課	継続
子どもの健康を守る会活動の充実	校医・嘱託医・薬剤師・学校長・教頭・園長・児童館長・保護者会長・給食主任・保健主任・養護教諭等を会員とする「子どもの健康を守る会」を設置し、子どもの健康に関する実態を把握し、健やかな成長を促すための指導方法について協議します。	学校教育課 福祉保健課 子育て支援課	継続
子の成長発達のための保健活動の充実	保健師による園への巡回指導訪問、保育者と保健師の研修により保健活動の充実を図ります。また、特別支援学校や専門機関との連携を深めながらふれあい保育の充実を図ります。	福祉保健課 子育て支援課	継続
親と子の健康支援の充実事業	妊産婦・乳幼児健診・訪問指導・健康相談等を実施し、母子の健康を支援します。母子保健事業等について広報等で周知啓発をします。	福祉保健課	継続
小児救急医療支援事業	休日や夜間における重症の小児救急患者を診療できる病院を確保するため、担当病院に対し補助金を交付します。	福祉保健課	継続
乳幼児の栄養指導や相談	母乳や離乳食、おやつ等乳幼児の発達に合わせた栄養指導を進めます。	福祉保健課	継続
乳幼児の歯科指導や相談	乳幼児の口腔衛生や虫歯予防について相談会や健診時に歯科指導や相談を実施します。	福祉保健課	継続
新生児・乳児・妊産婦等訪問指導	新生児や妊産婦、乳幼児に対し育児等不安がある場合など訪問し相談を実施します。また、乳児家庭全戸訪問にて乳児産婦に家庭訪問を行い、健康管理や子育て支援を行います。	福祉保健課	継続
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教科・学級指導では外部機関(警察・保健センター・子どもの健康を守る会等)と連携を図りながら、あらゆる機会を通して薬物乱用防止教育を実践します。また、インターネット等の情報への適切な接し方についても周知します。	学校教育課 福祉保健課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
給食における地産地消の推進	地域で生産された新鮮で安全な生産者の顔が見える食材を利用した給食を展開するとともに、野菜の栽培や稲刈りを通して、子どもたちの地域への理解、感謝の心を育てる「食育」を引き続き実施します。	学校教育課 子育て支援課 農林課	継続
幼稚園・幼児園栄養士・学校栄養職員による食指導の実施	乳幼児と児童・生徒が「食と健康」への関心を高め、望ましい食習慣を身につけることができるように、食育計画に基づいて指導します。幼稚園・幼児園においては、「行事食」、「旬のものを取り入れた給食」等を実施し、偏食予防の指導や食べることの大切さについて教えます。小・中学校においては、児童・生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、自らの健康を管理できるように指導します。保護者に対しても、給食だよりの発信等により、食育に関する情報を提供します。	学校教育課 子育て支援課	継続

(4) 専門的支援等の充実

施策	内容	担当	今後の方向性
児童福祉施設等の苦情解決窓口の設置と運営の充実	子育て支援課に、幼児園等児童福祉施設において提供するサービスに対して、利用者からの苦情を適切に解決するための窓口を置き、良質なサービスの提供に努めます。	子育て支援課	継続
障がい児福祉サービスの給付	在宅で生活する障がいを持つ子どもに対し、日常生活や集団生活のために必要な訓練を行う「通所サービス」、在宅生活をサポートする「居宅サービス」を提供し、当該児童の発達や自立を支援します。	子育て支援課	継続
未熟児養育医療	医療を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	福祉保健課	継続
障がい児保育とふれあい保育の実施	重度の障がいを持つ児童及び中程度の障がいがあり、児童相談所等の公的機関が認めた児童に対しても、集団のなかで保育を行い、障がいを持つ児童の社会性の成長・発達を育みます。	子育て支援課	継続
特別支援教育事業	共生社会の実現を目指し、障がいの有無に関わらず、子どもたちがお互いを理解し合い、ともに学ぶインクルーシブな教育環境の整備に努めます。そのために、校内支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行い、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援します。	学校教育課 子育て支援課	継続
民生児童委員活動事業	地域の学校・地域住民・児童に関する関係機関と連携、交流することを通じて子どもや家庭に対する相談・援助活動に努めます。また、不登校・引きこもり児童に関する機関との情報交換により、見守り・支援を進めます。	福祉保健課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
専門的な相談体制の整備、関係機関とのネットワークづくり	「スクールカウンセラー」、「適応指導教室」、「心のパートナー」等の取り組みを行い、ともに連携をとりながら子どもの心の問題に対応するとともに、子どもだけでなくその保護者の相談活動を実施します。また、教員に対してスクールカウンセラーによる研修も引き続き実施します。	学校教育課	継続
永平寺町青少年愛護センターの設置と運営の充実	「大人が変われば 子どもも変わる」を重点目標に、「補導活動の充実」、「環境浄化活動」、「青少年健全育成活動の推進」、「広報啓発活動」、「諸関係機関との連携強化」を実施し、子どもを取り巻く有害環境改善の徹底を図ります。	生涯学習課	継続
青少年育成永平寺町民会議事業	「青少年育成県民会議への参加」、「指導者研修会への参加」、「青少年非行防止県民一斉行動の実施」等を通して、青少年を非行や犯罪等から守るための取り組みの推進に努めます。	生涯学習課	継続
永平寺町人権推進事業	人権擁護委員と町担当課が連携して、住民の人権を守るため人権相談日を月1回定期的に開催し、地域住民からの相談を受けつけます。	総務課	継続
永平寺町要保護児童対策地域協議会事業	被虐待児童の発見からサポートに至るまでの体制を確立し、被虐待児童の把握、関係機関との連携、事例研修、地域社会への啓発活動等を実施します。地域の引きこもっている18歳までの児童に対してもサポートします。定期的に学校と施設訪問を行い、気がかりな事柄等関係機関との連絡や調査を実施します。	子育て支援課	継続
要保護児童対策地域協議会と専門機関との連携事業	永平寺町要保護児童対策地域協議会と更生保護司や更生保護女性会が協力して、更生後の社会復帰に向けて青少年の心のケアを行います。学校と専門機関が協力して、個人に適応したカウンセリングを行います。児童相談所と警察、健康福祉センターと協力、連携することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や児童虐待のリスクを早期に発見・遮滅に努めます。	総務課 学校教育課 子育て支援課	継続
気がかりな家庭・子どもへの支援	各家庭における虐待等の早期発見のため、学校園の訪問時に子どもの状態をチェックし、気がかりなことがある場合は早急に対応し、支援へとつなげます。また、民生委員、福井健康福祉センター、町保健師と連携し家庭訪問、電話連絡を引き続き実施します。	福祉保健課 子育て支援課	充実
包括的な支援体制の構築	子どもの貧困、児童虐待、引きこもりや障がい等、社会的な支援の必要性が高い子ども、家庭に対し、こども家庭センターを中心に、関係機関が連携し、不安や悩みを持つ保護者への相談体制を構築することで、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを促進します。	子育て支援課	充実

(5) 子育てネットワークの確立と地域活性化

施策	内容	担当	今後の方向性
世代間交流活動事業	地域の高齢者とのふれあい交流活動を通して、子どもたちに永平寺町の文化や子育ての知恵を伝承します。	子育て支援課	継続
永平寺町体験学習・ボランティア活動支援センター事業	住民のなかからさまざまな知識・技能を持ち社会参加に熱意のある人材を、幼稚園・幼児園・小学校・中学校の指導者として「学習支援人材バンク」に募集・登録するとともに、積極的な活用を図りながら、奉仕活動・体験活動の一層の充実を図ります。	子育て支援課	継続
保護者同士の交流促進事業	保護者同士のネットワークの活性化や子育て世帯の孤独孤立対策に向けて、事業に取り組みます。	子育て支援課	充実

基本目標Ⅱ 切れ目のない支援の充実

現状と課題

子どもが健やかに育つためには、妊娠前から出産、育児というライフステージにおいて切れ目のない支援が必要です。

本町では、家庭の子育て力の向上策として、親の役割について学習する機会の場の創出や、父親の子育て力向上を支援する事業を行うとともに、次代に親となる中学生を対象に乳幼児等とふれあう機会を設け子育てに対する意識の醸成を進めてきました。

また、社会的・経済的支援の必要性が高い、ひとり親家庭等に対しては経済的支援も実施してきました。

一方、アンケート調査結果より子育てをする上での相談先をみると、親族や友人・知人と回答する方が多いなか、頼れる親族や友人・知人が身近にいない孤立しがちな世帯も一定数存在しています。また、相談先として町の施設を利用する方も2割以下となっています。

今後は、現状の事業を継続しつつ、支援を必要とする家庭に的確な情報を提供し、支援の充実を図るとともに、こども家庭センターを核としてすべての方がアクセスしやすい情報提供のリソースの構築を行い、より精度の高い情報・支援が提供できる仕組みづくりを推進することにより、家庭における子育ての充実を図ります。また、子どもの遊び場の充実を図り、子どもの成長を支える環境整備も併せて実施します。

取り組み

(1) ライフプラン実現に向けた切れ目ない支援の推進

施策	内容	担当	今後の方向性
こども家庭センターを中心とした妊産婦・子育て世帯・子どもへの支援	こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、妊娠、出産、育児において切れ目のない支援を行い、親が安心して子育てできる環境の整備に努めます。必要に応じサポートプランを作成し個別に添った育児支援を行います。	子育て支援課	充実
妊娠期の教室実施	出産後、赤ちゃんのいる生活をイメージし、安心して出産を迎えられるように、教室や相談会を開催します。	福祉保健課	継続
特定不妊治療費助成事業	福井県特定不妊治療費助成事業に準じ、1年度に30万円を上限に助成します。	福祉保健課	継続
「放課後活動定休日」の推進	平日は少なくとも1日、授業終了後の放課後活動を実施せず、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを実施します。	学校教育課	見直し・改善
お父さんの子育て応援事業	父親の子育て力を支援するとともに、男性育休の推進に取り組むなど、お父さんの子育てを応援します。	子育て支援課	継続
若者の出会い交流の場の提供	少子化に大きく影響していると考えられる晩婚化、非婚化に対する対策として、未婚の男女が自然に交流し、結婚に対して前向きな状況をつくりだすことを目的とした、若者出会い交流事業を引き続き実施します。	福祉保健課	継続

(2) 家庭の子育て力の向上

施策	内容	担当	今後の方向性
子育てふれあい体験学習事業	中学生を対象に子育ての意義や大切さを理解できるように、幼稚園にて乳幼児等とふれあう機会を設け、生命の尊さを感じ、将来家庭を築くことの大切さを啓発します。	学校教育課 子育て支援課	継続
家庭教育学級事業	乳幼児から中学校までの子どもを持つ親を対象に、子どもの発達の特徴を知り、親の役割について学習するとともに、親としてのあり方を見つめ直すなかで家庭教育力の向上を図ります。また、親とともに幼稚園・幼児園・小学校・中学校の職員も、子どもの保育・教育に対する共通理解を図ります。	子育て支援課	継続
こどもの発達に関する教室	「ことばを話すのがゆっくり」「よく動き目が離せない」「かんしゃくが強い」「お友達とうまく遊べない」など発達に関する心配なことに対し、専門スタッフによる集団遊びや個別の相談会を行います。親子で一緒にふれあい遊びを楽しみながら、すすすく一緒に育ちあえる場所の提供に努めます。	子育て支援課 福祉保健課	継続
男女共同参画推進計画の充実	「第三次えいへい男女共同参画計画」に基づき、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会を実現します。	生涯学習課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
青少年健全育成活動の実施	青少年健全育成に関する地域講演会や講座等を開き、乳幼児から思春期までの家庭教育のあり方について学ぶ機会を提供し、子育てサポートや家庭教育アドバイザーの配置等により子育てに関する相談体制を継続します。	生涯学習課	継続

(3) 相談事業の充実

施策	内容	担当	今後の方向性
子育て支援センターにおける育児相談の充実	子育て支援センターにおける相談事業として、「育児不安等についての指導相談・支援」を実施、県の子育てマイスターを活用した各種講演や実技講習会等を実施し家庭養育の向上を図ります。また、子育て訪問事業を展開し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課	継続
保健センターにおける育児相談の充実	保健師等による育児相談、栄養相談、発育・発達相談等の事業を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを実施します。	福祉保健課	継続
ひとり親家庭への窓口相談の充実	窓口相談では子育てする上での相談指導や社会自立に必要な情報の提供等、支援の充実を図ります。	子育て支援課	継続
「ことばの相談会」の実施	言語聴覚士等を講師として子どものことばや発達に応じた指導・助言を行い、問題解決への糸口となる機会を提供します。	福祉保健課 子育て支援課	継続
妊婦等包括支援事業	妊産婦やその家族に妊娠届、妊娠期、出産後等において面談等によりサービスの情報提供や相談支援(伴走型相談支援)を行います。	子育て支援課 福祉保健課	継続

(4) 経済的支援の充実

施策	内容	担当	今後の方向性
幼児教育に伴う保護者の経済的負担の軽減	幼稚園や認定こども園(認可施設に限る)に通う0歳児から2歳児の第2子以降の保育料について完全無償化を実施し、保護者の経済的負担を軽減します。	子育て支援課	継続
えいへいじ子だくさんすくすく応援事業	第2子以降で小学校就学前の児童を対象に一時預かり事業、特定保育事業、病児デイケア促進事業、すみずみ子育てサポート事業、保育料、給食費において、利用料を無料または助成します。	子育て支援課	継続
特別児童扶養手当の支給	心身に障がいを持つ児童(20歳未満)を監護する父母、もしくはそれに代わって養育している人に手当を支給します。支給は1級・2級それぞれ月額で支給します。	子育て支援課	継続
ひとり親家庭等への助成事業	ひとり親家庭等を対象に病児・病後児保育利用料助成、放課後児童クラブ利用料助成、小・中高校生通学定期代助成、習い事支援事業を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
子ども医療費の無料化制度の充実	0歳から高校3年生修了まで県内の医療機関を受診した際に、助成対象分の支払いを無料とするとともに、県外の医療機関を受診した場合、窓口で支払った一部負担金を支給します。	子育て支援課	継続
児童手当制度の充実	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、高校3年生までの児童を養育している保護者に月額で手当の支給を行います。	子育て支援課	継続
妊婦のための支援給付事業	少子化対策の一環として妊婦を対象に、妊婦支援給付金の支給を行います。	子育て支援課	充実
障がい児福祉手当の支給	精神または身体に重度の障がい有し、日常生活において常時介護を必要とする在宅の児童に対して月額で手当を支給します。	福祉保健課	継続
心身障がい児童交通費の支給	心身に障がいを持つ児童に対して通学に伴う交通費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減します。	福祉保健課	継続

(5) 情報発信・情報提供の推進

施策	内容	担当	今後の方向性
子育て支援に関する情報の周知	子育てに関する支援制度やさまざまな子育て支援サービス等に関する情報を、町広報やホームページを活用して子育て世代への周知を引き続き実施します。	子育て支援課	継続
SNSを活用した情報発信の検討	フェイスブック等のSNSを活用した子育て支援情報について、引き続き積極的な発信を促進します。	子育て支援課	継続

基本目標Ⅲ 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

現状と課題

子どもが健やかに育つためには、子どもや子育て家庭にとって安心・安全に暮らせる環境づくりが必要です。

近年、子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事案は後を絶たず、大きな社会問題となっています。また、台風・地震等の自然災害が多発しており、子どもたちの身を守るための取り組みについての重要性はより一層高まっています。

本町では、教育・保育施設や公園・道路等の整備、地域の見守り活動や防犯意識の向上等、ハード面、ソフト面の両面において安心・安全に暮らせる環境づくりを進めてきました。

一方、アンケート調査結果より安全・安心についての項目をみると、施設や環境の整備後も利用者から多数の要望があることから、施設・環境の整備に関しては、引き続き事業を継続するとともに拡充を行い、ニーズを充足する必要があります。

また、インターネットやスマートフォンによる子どもへの犯罪といった、新たな問題も顕在化していることから、今後は、多種多様な問題に迅速に対応できる体制を構築し、子どもや子育て家庭にとって安心・安全に暮らせる環境づくりに努めます。

取り組み

(1) 施設・環境の整備

施策	内容	担当	今後の方向性
公園整備の充実	町が管理する公園の遊具を巡回点検し、乳幼児や児童・生徒が安心して遊べるように、危険遊具の撤去及び修繕、公園内トイレの維持管理等に取り組めます。	建設課	継続
歩道や街灯の整備の充実	子どもたちが安心して道を歩くことができるよう、歩道や街灯の整備を図ります。	防災安全課 建設課	継続
歩道除雪の実施	町内の歩道の除雪を行い、冬季の安全な歩道環境の確保に努めます。	建設課	継続
学校施設の改築・改修の実施	老朽化が進みつつある学校施設に関しては、計画の前倒しや変更も検討しながら改築・改修を引き続き実施します。	学校教育課	継続
幼稚園・幼児園の改築・改修の実施	必要に応じて、順次改修及び改築の検討をします。	子育て支援課	継続
環境浄化活動の実施	青少年に有害な図書等の有無を調べるため、書店やコンビニに出向き実態調査を行い、悪影響が予想される場合は経営者に改善を呼びかけます。また、町内の国道・県道脇の電柱に有害なチラシがないか点検し、警察・町建設課・愛護センターに報告するとともに、撤去を実施します。	生涯学習課	継続
公共施設のバリアフリー化の実施	幼稚園・幼児園・小学校・中学校をはじめ公共施設のバリアフリー化を行い、子どもや高齢者が安心して利用できる環境を整えます。	契約管財課 学校教育課 子育て支援課	継続
移動交通の充実	町内でコミュニティバスを運行しており、小中学生は大人料金の半額で乗車できます。なお、スクールバスの導入に併せ、小学生の登下校には無料で利用できます(条件あり)。近助タクシーの運行地区においては、ドアツードアの移動ができ(有料)、移動交通の確保に努めます。	総合政策課	継続
良好な住宅整備事業と居住環境整備事業	低所得者等を対象にした公営住宅や特定公共賃貸住宅の整備、住宅内のバリアフリー対策に取り組み、子どもや高齢者に優しい住宅環境の整備を引き続き実施します。	建設課	継続

(2) 安全・安心のまちづくり

施策	内容	担当	今後の方向性
園児・児童生徒・保護者を対象とした交通安全教育の活動の充実	幼稚園・幼児園・小学校・中学校やその他の公共施設を利用して児童の交通安全を確保するための諸活動を実施し、児童の意識の高揚に努めます。	防災安全課	継続
スクールバスの運行	志比北小学校の休校に伴い、通学距離の延びる児童等の負担を軽減することを目的に、志比小学校区の一部において、授業日の登下校の時間帯にスクールバスを運行します。	学校教育課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
交通安全広報活動の充実	交通安全広報活動を通して、住民全体に交通安全を呼びかけるとともに、子どもを持つ家庭に対しては家族全体で交通安全に取り組むように働きかけます。活動内容として「県民運動に伴う街頭指導」「広報啓発活動」等を実施します。	防災安全課	継続
交通指導員による交通安全活動の充実	町が委嘱した交通指導員により「登園・登校時の街頭指導」、「夕暮れ街頭指導」、「安全な自転車の乗り方実地指導」等を実施し、児童の交通事故防止に努めます。	防災安全課	継続
安全・安心まちづくり事業の推進	すべての住民が安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指します。住民の生命と財産を守り、住民一人ひとりが尊重される地域社会を実現します。町は、「町民の意識の高揚を図るための啓発」、「町民の自主的な活動に対する支援」、「安全に寄与する環境の整備」に関する施策を、関係行政機関と連携しながら実施します。関係行政機関は町が実施する施策に協力するとともに、町、住民及び事業者に対し情報の提供に努めます。	防災安全課	継続
街頭補導活動の実施	主に青少年の街頭補導として、学年末・学年はじめの休業、夏季休業中及び冬季休業中に補導委員・青少年指導員による街頭補導を実施し、青少年の非行防止に努めます。	生涯学習課	継続
諸関係機関との連携強化	関係機関からの情報が役場担当課・各学校・園に迅速に伝わる情報網を整備し、青少年や保護者への指導内容の統一化を図ります。	子育て支援課 学校教育課	継続
広報啓発活動の実施	地域住民に対して「毎月15日は青少年育成の日」、「毎月第3日曜日は家庭の日」の周知徹底を図るため、教育委員会発行の広報紙によりPRします。	生涯学習課	継続
災害時の対策・対応の強化	各学校・園に防災行政無線戸別受信機を設置しています。火災や地震等を想定した避難訓練を実施し、災害時の子どもの安全の確保につなげます。緊急時は各学校・園を通じて保護者宛てに一斉にメールで連絡します。	学校教育課 防災安全課 子育て支援課	継続
有害環境対策の充実	青少年が陥りやすいインターネット関係の問題について、予防対策講座等を実施するとともに、保護者にも安全な利用方法を周知します。	総務課 学校教育課 生涯学習課	充実

第5章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全町)とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位等、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

「量の見込み」については、現在の町内の子ども・子育て支援サービスの実施・利用状況、本町の今後5年間の人口推計をもとに算出しています。「確保の内容」「実施時期」については、町の現状を踏まえ整備状況等を勘案しながら、確保することができるよう、設定しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業の提供については、保護者の就労状況、家庭状況、子どもの年齢等から以下の「認定区分」に応じて利用できる施設等が決まることとなります。永平寺町では、3～5歳の幼稚園利用希望者を「1号認定」、幼稚園利用希望者を「2号認定」、0～2歳を「3号認定」とし、それぞれ今後5年間の利用ニーズと確保量を算出しています。

■認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設
1号認定	3～5歳【保育の必要性なし】	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳【保育の必要性あり】	幼稚園、認定こども園
3号認定	0～2歳【保育の必要性あり】	幼稚園、認定こども園

教育事業

■3～5歳で、幼稚園・認定こども園を利用する子ども（1号認定） 単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込 (必要利用定員総数)		23	20	20	20	20
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	70	70	70	70	70
②-①		47	50	50	50	50

保育事業

■3～5歳で、幼稚園・認定こども園を利用する子ども（2号認定） 単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		2号	2号	2号	2号	2号
①量の見込 (必要利用定員総数)		361	365	347	329	319
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	502	502	502	502	502
②-①		141	137	155	173	183

■0～2歳で、幼稚園・認定こども園を利用する子ども(3号認定)

単位:実利用人数/年間

永平寺町	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	3号			3号			3号		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)	55	87	96	55	96	99	55	95	107
②(他市町の子ども)	0	0	2	0	1	2	0	1	2
③確保の内容 幼稚園・ 認定こども園	66	105	122	66	105	122	66	105	122
③-(②+①)	11	18	24	11	8	21	11	9	13

永平寺町	令和10年度			令和11年度		
	3号			3号		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)	55	93	106	55	92	105
②(他市町の子ども)	0	1	2	0	1	2
③確保の内容 幼稚園・ 認定こども園	66	105	122	66	105	122
③-(②+①)	11	11	14	11	12	15

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域の保育事業の実施

■延長保育事業

単位:延べ利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込	410	410	410	410	410
② 確保の内容	410	410	410	410	410
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

現状を維持して、延長保育の実施園でニーズに対応するとともに、保護者の就労や通勤の都合等を加味した適切な延長保育を実施し、児童の健全な育成を図ります。

■子育て短期支援事業

単位:延べ利用日数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込	4	4	4	4	4
② 確保の内容	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

引き続き、委託先による事業を実施し、ニーズに対応していきます。

■地域子育て支援拠点事業

単位:延べ利用回数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	7,407	7,196	7,337	7,243	7,173
②確保の内容	7,407	7,196	7,337	7,243	7,173
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

松岡子育て支援センター、永平寺子育て支援センター、上志比子育て支援センターにて引き続き事業を実施し、ニーズに対応していきます。

■一時預かり事業(幼稚園型)

単位:延べ利用日数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1号認定 による利用	5,207	5,262	4,999	4,737	4,599
②確保の内容		5,207	5,262	4,999	4,737	4,599
②-①		0	0	0	0	0

□実施方針

町内の1園にて引き続き事業を実施し、ニーズに対応していきます。

■一時預かり事業(幼稚園型以外)

◎在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)を除く、子育て短期支援事業とした子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

単位:延べ利用日数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		330	328	321	311	304
②確保の内容	一時預かり事業	300	300	300	300	300
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	2	2	2	2	2
②-①		-28	-26	-19	-9	-2

□実施方針

一時預かり事業は、3園で実施を継続するとともに、前期期間内に事業実績のないトワイライトステイは、委託先でニーズに対応します。

■病児・病後児保育事業

◎病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

単位:延べ利用日数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		219	217	215	216	215
②確保の内容	病児保育事業	215	215	215	215	215
②-①		-4	-2	0	-1	0

□実施方針

現状を維持して、実施を継続します。

■利用者支援事業

単位:か所

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

引き続き、町内3か所において子育て支援事業の情報提供及び関係機関と連携し事業を実施します。

1)こども家庭センター

単位:か所

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

2)妊婦等包括支援事業

単位:延べ利用日数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	300	311	308	305	302
②確保の内容	300	311	308	305	302
②-①	0	0	0	0	0

放課後児童クラブ事業の実施

■放課後児童健全育成事業

単位:実利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	合計	318	317	321	333	335
	1年生	82	83	85	92	85
	2年生	77	77	77	80	86
	3年生	64	63	64	64	66
	4年生	39	44	44	44	45
	5年生	34	30	34	33	33
	6年生	22	20	17	20	20
②確保の内容	学童保育事業	340	340	340	340	340
②-①		22	23	19	7	5

□実施方針

小学校単位で開設した8児童クラブで引き続き事業を実施するとともに、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

健康にかかわる保育事業の実施

■乳児家庭全戸訪問事業

単位:実利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		104	103	102	101	100
②確保の内容		100	100	100	100	100
②-①		-4	-3	-3	-1	0

□実施方針

引き続き、保健師による生後4か月までの乳児のいる全家庭(町内)の訪問を実施します。

■養育支援訪問事業

単位:実利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	19	18	18	18	18
②確保の内容	18	18	18	18	18
②-①	-1	0	0	0	0

□実施方針

引き続き、養育支援の必要な家庭を把握・訪問し、指導・助言等を行います。

■妊婦健診事業 ※医療機関が実施

単位:実利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	107	106	105	104	102
②確保の内容	100	100	100	100	100
②-①	-7	-6	-5	-4	-2

□実施方針

引き続き、医療機関に委託し、妊婦の健康診査を実施します。

■産後ケア事業

単位:延べ利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

デイサービスⅠ型、デイサービスⅡ型、アウトリーチ型で実施し、産後の母親及び乳児が心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる体制を確保します。

■子育て世帯訪問支援事業

単位:延べ利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	36	36	36	36	36
②確保の内容	36	36	36	36	36
②-①	0	0	0	0	0

□実施方針

利用ニーズを把握しながら、家庭が抱えるさまざまな課題の解決に向け、支援を実施していきます。

■児童育成支援拠点事業

単位:延べ利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		36	36	36	36
② 確保の内容		36	36	36	36
②-①		0	0	0	0

□実施方針

利用ニーズの把握に努めるとともに、健全な児童育成に向けた支援に努めます。

■親子関係形成支援事業

□実施方針

利用ニーズに応じて必要な場合、健全な親子関係の形成に向けた支援を検討します。

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

単位:実利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	①量の見込		5	5	5	5
	②確保の内容		5	5	5	5
	②-①		0	0	0	0
1歳	①量の見込		2	2	2	2
	②確保の内容		2	2	2	2
	②-①		0	0	0	0
2歳	①量の見込		1	1	0	0
	②確保の内容		1	1	0	0
	②-①		0	0	0	0

□実施方針

令和8年度からの本格実施に向け、体制の整備に努めます。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、町内のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子育て支援を総合的に推進するものです。そのため、全庁的に広く連携し、永平寺町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要です。町内の子育て支援にかかわる家庭をはじめ、幼稚園や幼児園、学校、地域、その他関係機関や団体等とのさらなる連携の強化を図ります。

また、住民との協働で計画を推進していくためには、さまざまな取り組みについて広く周知していくことが重要であるため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等、子ども・子育てに関する情報について周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

本計画の各種施策の推進については、実効性を高めるため、庁内において進捗状況の把握・点検を行い、また、学識経験者や子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業や団体の関係者等を委員とする永平寺町子ども・子育て会議等において、必要に応じ、計画の進捗について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan(計画)―Do(実施・実行)―Check(検証・評価)―Action(改善)】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

